

第7次川根本町高齢者保健福祉計画

第6期川根本町介護保険事業計画

(平成27～29年度)

平成27年3月
川根本町

はじめに

近年、日本では高齢化が急速に進んでおり、平成25年には高齢化率が前年より1%上昇し、25.1%となっています。本町においては、平成27年1月時点で44.5%と全国の高齢化率を大きく上回り、静岡県内の市町の中でも最も高い状況です。この高齢化率の上昇は今後も進むと考えられ、これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加、要支援・要介護認定者、認知症高齢者なども増えていくと考えられます。



このような状況の中、介護予防と高齢者を地域全体で支え合う仕組みの構築は、ますます重要な取り組みとなります。今回の第7次川根本町高齢者保健福祉計画、第6期川根本町介護保険事業計画の策定にあたっては、前計画の考え方を継承しながら、「団魂の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、認知症施策、医療と介護の連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に向けて必要な取り組みを進めるため、前計画と同様の基本理念「元気な高齢者が多いまち」を掲げ、これまで取り組んできた事業をより一層進め、保健、医療、福祉の関係者や高齢者を含めた町民の積極的な地域づくりへの取り組み参加を促し、これから先も誰もが住み慣れたこの町で生きがいを持ち、その人らしく暮らせるまちを目指す方向性を示しました。

本計画の推進にあたりましては、関係機関の皆様をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をお願いし、協働のもと取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり計画見直しに関するアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、計画策定に係る熱心な議論や検討をはじめ、ご協力をいただいた川根本町保健、福祉サービス推進会議の委員及び関係の皆様にご心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成27年3月

川根本町長 **鈴木敏夫**

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の性格.....	2
第3節 前回計画との違いと新たな課題.....	3
第4節 計画策定の方法.....	4
第5節 計画期間.....	5
第2章 川根本町の基本理念と方針.....	6
第1節 計画の基本理念.....	6
第2節 重点施策.....	7
第3章 高齢者を取り巻く現状.....	9
第1節 高齢者の状況.....	9
第2節 要介護高齢者の状況.....	12
第3節 アンケート調査にみる高齢者の生活と意向.....	14
第4章 将来推計.....	23
第1節 高齢者数・被保険者数の推計.....	23
第2節 要介護・要支援認定者数の推計.....	25
第2編 高齢者保健福祉計画	27
第1章 高齢者保健福祉サービスの検証と見込み量.....	27
第2章 ころとからだの健康づくり.....	37
第1節 健康づくりの推進.....	37
第2節 介護予防の促進.....	38
第3節 認知症対策.....	39
第4節 地域包括ケアシステムの確立.....	40
第3章 社会参加をつうじた生きがいづくり.....	41
第1節 いきいきクラブ（老人クラブ）活動の促進.....	41
第2節 学習機会の提供.....	42
第3節 スポーツ・レクリエーションの振興.....	43
第4節 就業等の支援.....	44
第5節 社会活動への参加の支援.....	45
第4章 高齢者支援の関連施策.....	47
第1節 広報・啓発事業.....	47
第2節 ボランティア活動等への支援.....	48
第3節 ユニバーサルデザインのまちづくり.....	49
第4節 交通安全・防災防犯対策.....	50
第5節 高齢者への虐待の防止と権利擁護.....	51

第3編 介護保険事業計画	59
第1章 介護保険事業の概要	53
第1節 介護保険事業の体系	53
第2節 日常生活圏域について	54
第2章 前回計画の検証	55
第1節 居宅サービス利用状況の検証	55
第2節 施設サービス	60
第3節 地域密着型サービス	61
第3章 介護サービスの見込み量	63
第1節 介護予防サービス・居宅介護サービス	63
第2節 施設サービス	65
第3節 地域密着型サービス	66
第4章 地域支援事業の評価と目標	67
第1節 地域支援事業の体系	67
第2節 介護予防事業 — 二次予防事業対象者施策 —	70
第3節 介護予防事業 — 一次予防事業対象者施策 —	73
第4節 包括的支援事業	75
第5節 任意事業	78
第6節 新しい介護予防・日常生活支援総合事業	80
第5章 介護保険事業費の算定	86
第1節 介護保険事業費	86
第2節 標準給付費の算定	87
第3節 地域支援事業費の算定	91
第4節 保険料収納必要額の算定	91
第5節 第1号被保険者の保険料基準額の算定	92
第6節 所得段階別第1号被保険者の保険料	93
第4編 計画の推進に向けて	95
第1章 計画の推進に向けて	95
第1節 情報提供体制の整備	95
第2節 相談援助体制の整備	96
第3節 サービス事業者の調整・地域の関係団体との連携	97
第4節 サービス従事者等人材の確保	97
第5節 介護給付の適正化事業	98
第6節 高齢者福祉施設の整備	99
第7節 計画の推進体制	101
資料編	103
資料1 計画策定の経緯	103
資料2 委員名簿	104
資料3 用語解説	106

第 1 編 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された2000年（平成12年）当時、日本全体で約900万人だった75歳以上の高齢者、後期高齢者は現在約1,400万人となっています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、2,000万人を超えることが見込まれており、今以上に単身又は夫婦のみ高齢者世帯、認知症である人が増加すると推測されています。

川根本町では、高齢化率が平成27年1月現在で44.5%（住民基本台帳より）となり、近年は静岡県内において最も高齢化率が高い状況が続いています。

高齢化の進行は介護を必要とする人の増加につながり、介護サービスの利用が増加、給付費も増大するといった形になっています。給付費の増加は保険料の高騰につながるため、保険者である町では適正な介護サービスの利用促進と高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防の取り組みが今後さらに重要になってきます。

加えて今計画では、町独自の地域包括ケアシステムの構築が大きなポイントとなっています。地域包括ケアシステムとは、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にしていくために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組みです。今後、町では一層高齢化が進行していく中で、一人ひとりの高齢者が自分の住み慣れた地域で元気にその人らしく暮らしていけるよう、町独自の地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者福祉施策の展開、円滑な介護保険事業の運営を進めるため本計画を策定することとします。

第2節 計画の性格

◎高齢者保健福祉計画とは

老人福祉法第20条の8第1項に基づく計画です。当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

◎介護保険事業計画とは

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条では、介護保険の保険者として位置づけられている市町村に対して、3年を1期（第2期計画までは3年ごとに5年を1期）とする介護保険事業計画の策定が義務づけられています。

◎高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を包括するものであり、両計画を一体的に策定する必要があります

両計画は、老人福祉法、介護保険法に準じ、国の指針及び静岡県の高齢者保健福祉計画等を基本とし、総合計画、地域福祉計画、健康増進計画、特定健康診査等実施計画など、町の関連計画と整合性を持ったものとします。

第3節 前回計画との違いと新たな課題

1) 地域包括ケアシステムの構築

○生活支援サービスの充実・強化

24時間対応の定期巡回サービスや複合型サービス、小規模多機能型居宅介護等を普及

○在宅医療と介護の連携を推進

医師会と連携した地域資源の把握や研修会議等を推進

○認知症施策を推進

認知症ケアパスを導入し、早期・事前的な対応を強化

○地域ケア会議を推進

個別ケース（困難事例）をつうじて、ネットワークの構築やケアマネジメントの支援、地域課題の把握を実施

2) 重点化・効率化

○介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行

平成29年4月までに、介護予防給付のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が新たな総合事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行

○特別養護老人ホームの中重度者への重点化

特養新規入所者を要介護3以上に原則限定し、中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化

3) 低所得者の保険料軽減

○低所得者の第1号保険料の軽減強化

従来の軽減措置に加え、公費により住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大

○一定以上所得者の利用者負担の見直し

合計所得金額160万円以上の第1号被保険者のサービス利用時の負担を1割から2割に引き上げ

○補足給付の見直し

低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加

4) その他

○サービス付き高齢者住宅に住所地特例を適用

サービス付き高齢者住宅を新たに住所地特例対象施設とする

○被保険者負担率の変更

第1号被保険者（65歳以上）負担率を21%から22%に、第2号被保険者（40歳～64歳）負担率を29%から28%に変更

第4節 計画策定の方法

▶アンケート調査の実施

本町では、町民の声を今後の高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の円滑な推進、適切な運営に活かすため、平成25年度に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画見直しに伴う調査」を実施しました。

◆調査の種類

調査名	対象者	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	川根本町に在住の65歳以上の男女1,994人 (住民基本台帳より無作為抽出)	1,607人	80.6%
在宅サービス利用者	川根本町に在住の要介護認定を受けている男女456人(在宅認定者全数)	292人	64.0%

◆調査期間 平成26年1月10日～平成26年1月24日

▶会議等による計画づくり


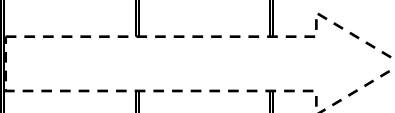
計画の見直しに際しては、被保険者等の意見が反映されるよう、川根本町保健、福祉サービス推進協議会高齢者福祉・介護保険部会を設置し検討を重ねてきました。また、パブリックコメントを実施し、広く町民からの意見を募集しました。

町においては事業等に係る連携を図るため、関係各課と細部の検討、調整等を行いました。

第5節 計画期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3年間で計画期間とします。

また、「介護保険法」第117条第1項に基づき3年ごとに計画の見直しを図るため、次期計画については、平成29年度に計画の見直しを行い、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする計画を策定するものとします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第7次高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画						
第8次高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画			見直し			

第2章 川根本町の基本理念と方針

第1節 計画の基本理念

元気な高齢者が多いまち

介護保険サービス、高齢者保健福祉サービス等を活用しながら、高齢者自身が要介護状態にならないよう、自ら介護予防の意識を持ち、心も体も元気な高齢者が多いまちになるよう、また、高齢者を家族や地域が支え、高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちを目指します。

本計画における基本理念は、第6次川根本町高齢者保健福祉計画・第5期川根本町介護保険事業計画で掲げた基本理念『元気な高齢者が多いまち』を引き続き継承し、今後も高齢者が、自らの健康を守り、地域の中で生きがいのある生活を送ることができるようなまちづくりを実践していきます。

第2節 重点施策

川根本町が目指す「元気な高齢者が多いまち」を基本理念とし、以下の視点にたって本計画を推進します。

● 公平かつニーズに合ったサービスの提供

現在実施している保健・福祉・介護保険に関するサービスの内容をより充実し、川根本町の高齢者のニーズに合った、どこにいても適切なサービスを同様に受けられる体制整備を目指します。

● 自立支援と介護予防の推進

「できないこと」を介護保険に頼るだけでなく、介護保険本来の目的である自立支援を一人ひとりが目指し、住み慣れた地域で生きがいのある生活が継続されるように、健康づくりを含めた予防対策等を充実し、介護保険事業の円滑な推進が図られるようにします。

● 地域包括ケアシステムの確立

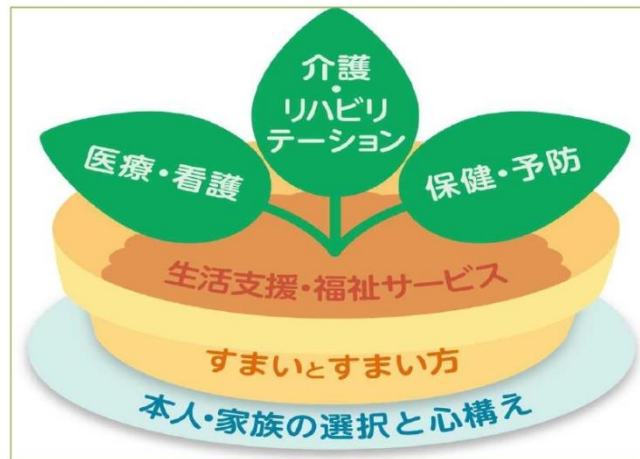
限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活を確保するよう、地域包括支援センターを中心に保健、医療、福祉の関係者及び関係機関が協働し地域包括ケアシステムの構築に取り組み、一層の高齢化に対応できる支援体制づくりを進めます。

● 共に支え合う豊かな地域づくりの確立

介護保険や保健福祉サービス（公的扶助）の提供だけではなく、地域包括支援センター・社会福祉協議会・関係団体等と連携し、家族や地域、あわせて高齢者自身も持っている知恵や技術を活用し、それぞれが互いに協力し支え合う仕組み（相互扶助）を充実し、安心して自分らしい生活ができるまちづくりを推進します。

地域包括ケアシステムの捉え方

- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものです。
- 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えています。
- 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、**高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えられます。**



出典：厚生労働省HPより

第3章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者の状況

総人口と年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳によると、川根本町の総人口は、平成21年以降減少傾向にあり、平成25年には7,917人となっています。一方、総人口に占める65歳以上の割合は増加傾向にあり、平成25年には43.4%となっています。

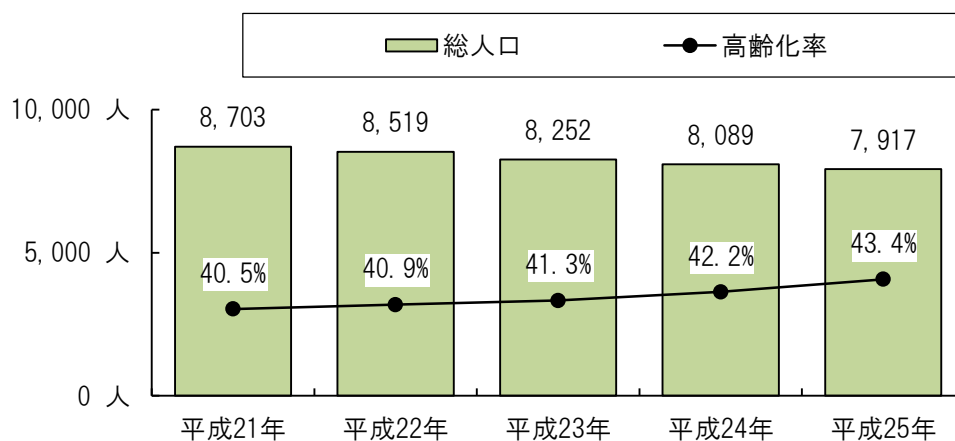
【総人口と年齢3区分別人口の推移】

(上段：人、下段：%)

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	(再掲) 75歳以上
平成21年	8,703	765	4,414	3,524	2,097
	100.0	8.8	50.7	40.5	24.1
平成22年	8,519	708	4,325	3,486	2,151
	100.0	8.3	50.8	40.9	25.2
平成23年	8,252	659	4,183	3,410	2,181
	100.0	8.0	50.7	41.3	26.4
平成24年	8,089	602	4,076	3,411	2,207
	100.0	7.4	50.4	42.2	27.3
平成25年	7,917	575	3,906	3,436	2,212
	100.0	7.3	49.3	43.4	27.9

資料：住民基本台帳（各10月1日現在）

【総人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各10月1日現在）

高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の割合は、平成21年以降、7割以上で推移しています。

また、一人暮らし世帯（高齢者のみの世帯）は、平成22年以降増加傾向にあり、平成25年には501世帯となっています。

【総世帯数と高齢者のいる世帯数の推移】

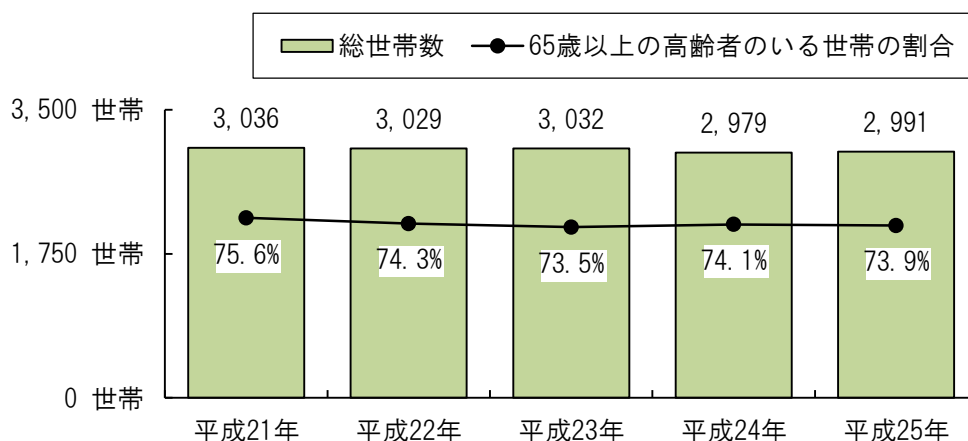
（上段：世帯、下段：％）

	総世帯数	65歳以上の 高齢者の いる世帯				
		子ども等との 同居世帯	一人暮らし 世帯	夫婦のみの 世帯	その他高齢者 のみ世帯	
平成21年	3,036	2,295	1,273	482	496	44
	100.0	75.6	41.9	15.9	16.3	1.4
平成22年	3,029	2,251	1,260	441	498	52
	100.0	74.3	41.6	14.6	16.4	1.7
平成23年	3,032	2,229	1,224	467	488	50
	100.0	73.5	40.4	15.4	16.1	1.6
平成24年	2,979	2,208	1,207	473	480	48
	100.0	74.1	40.5	15.9	16.1	1.6
平成25年	2,991	2,210	1,181	501	474	54
	100.0	73.9	39.5	16.8	15.8	1.8

※ 割合は総世帯数に対する該当世帯数で計算している。

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（4月1日現在）

【総世帯数と高齢者のいる世帯の割合の推移】



※ 割合は総世帯数に対する該当世帯数で計算している。

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（4月1日現在）

高齢者の疾病状況

高齢者の疾病状況は、「筋骨格系及び結合組織の疾患」、「循環器系の疾患」で65歳以上の割合が7割を超えています。

【高齢者の疾病の状況】

		合計（件）	65歳以上の 件数（件）	65歳以上の 割合（％）
1	感染症及び寄生虫症	443	254	57.3
2	新生物	825	513	62.2
3	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	52	16	30.8
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	3,499	2,345	67.0
5	精神及び行動の障害	1,058	280	26.5
6	神経系の疾患	393	180	45.8
7	眼及び附属器の疾患	1,788	1,239	69.3
8	耳及び乳様突起の疾患	229	144	62.9
9	循環器系の疾患	5,662	4,070	71.9
10	呼吸器系の疾患	1,164	416	35.7
11	消化器系の疾患	954	570	59.7
12	皮膚及び皮下組織の疾患	778	312	40.1
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	1,898	1,368	72.1
14	腎尿路生殖器系の疾患	644	340	52.8
15	妊娠、分娩及び産じょく	5	0	0.0
16	周産期に発症した病態	1	0	0.0
17	先天奇形、変形及び染色体異常	54	21	38.9
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見 で他に分類されないもの	322	157	48.8
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	476	213	44.7
合計		20,245	12,438	61.4

※ 65歳以上の国民健康保険加入者（平成25年）

資料：「しずおか茶っとシステム「疾病統計」

第2節 要介護高齢者の状況

要介護認定者数の推移

要介護認定者数は大きな変動が無く、平成25年度では555人となっています。

【要介護認定者数の推移】

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	31	43	43
要支援2	36	38	42
要介護1	118	120	137
要介護2	88	95	92
要介護3	105	99	91
要介護4	84	84	85
要介護5	85	76	65
合計	547	555	555

資料：「介護保険事業状況報告」（3月末日現在）

介護保険サービスの利用状況

平成25年10月における認定者数に占める介護保険サービスの利用者比率は、92.2%となっています。

【認定者に占める利用者比率・未利用者比率】

	平成24年4月	平成24年10月	平成25年4月	平成25年10月
利用者比率（％）	88.6	91.5	90.4	92.2
未利用者比率（％）	11.4	8.5	9.6	7.8
未利用者数（人）	62	47	54	44

資料：「介護保険事業状況報告」（4月末日・10月末日現在）

サービスの種類別利用状況

介護保険サービスの利用者に占める居宅サービスの利用者比率は、6割以上で推移しています。

【サービスの種類別利用人数と構成比】

(上段：人、下段：%)

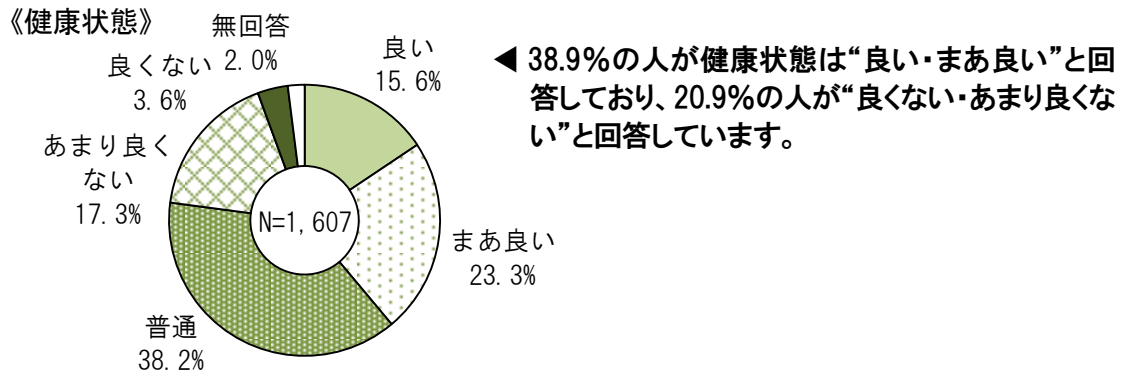
	平成24年4月	平成24年10月	平成25年4月	平成25年10月
居宅サービス	298	310	319	327
	61.6	61.1	62.9	62.8
施設サービス	141	144	139	146
	29.1	28.4	27.4	28.0
地域密着型 サービス	45	53	49	48
	9.3	10.5	9.7	9.2
利用者計	484	507	507	521
	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：「介護保険事業状況報告」（4月末日・10月末日現在）

第3節 アンケート調査にみる高齢者の生活と意向

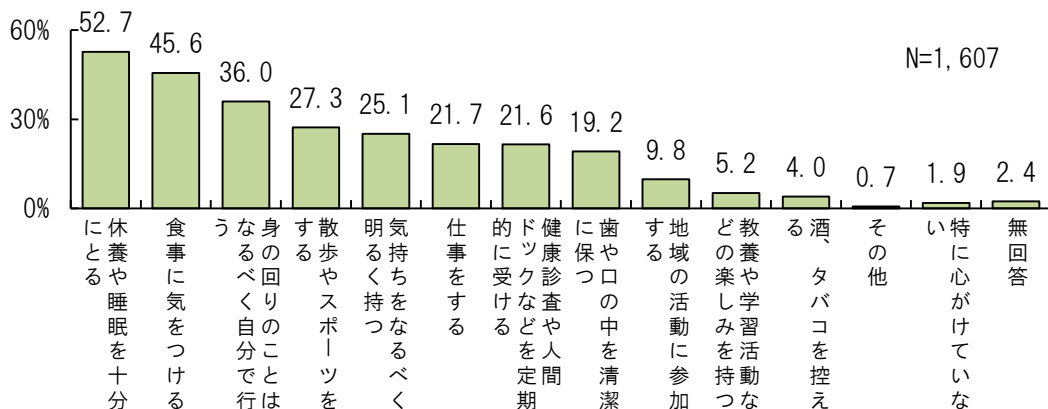
▶一般高齢者調査

1) 健康について



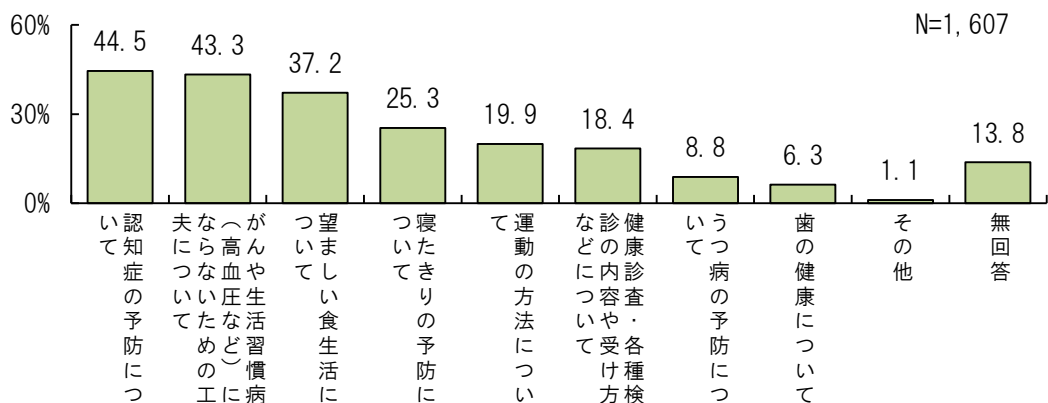
▼健康のために心がけていることは、「休養や睡眠を十分にとる」、「食事に気をつける」が多くあげられています。

《健康のために心がけていること》



▼健康について知りたいことは、「認知症の予防について」、「がんや生活習慣病(高血圧など)にならないための工夫について」が多くあげられています。

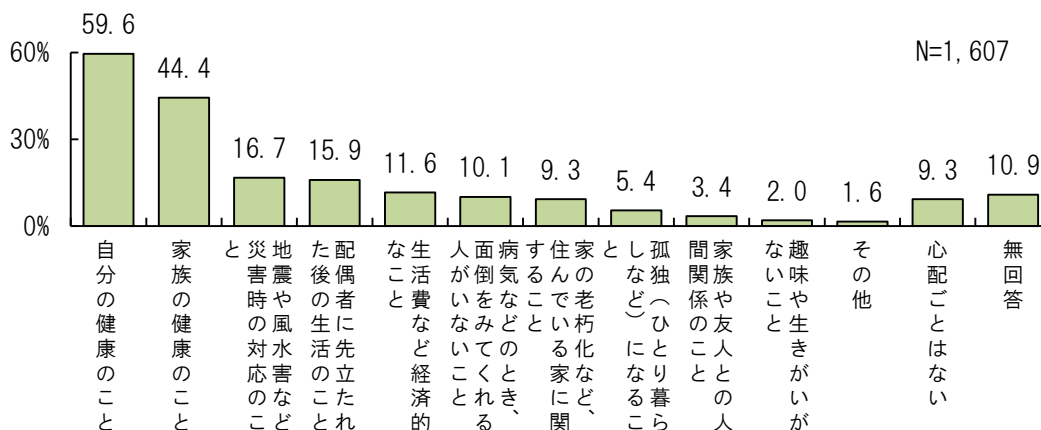
《健康について知りたいこと》



2) 日常生活について

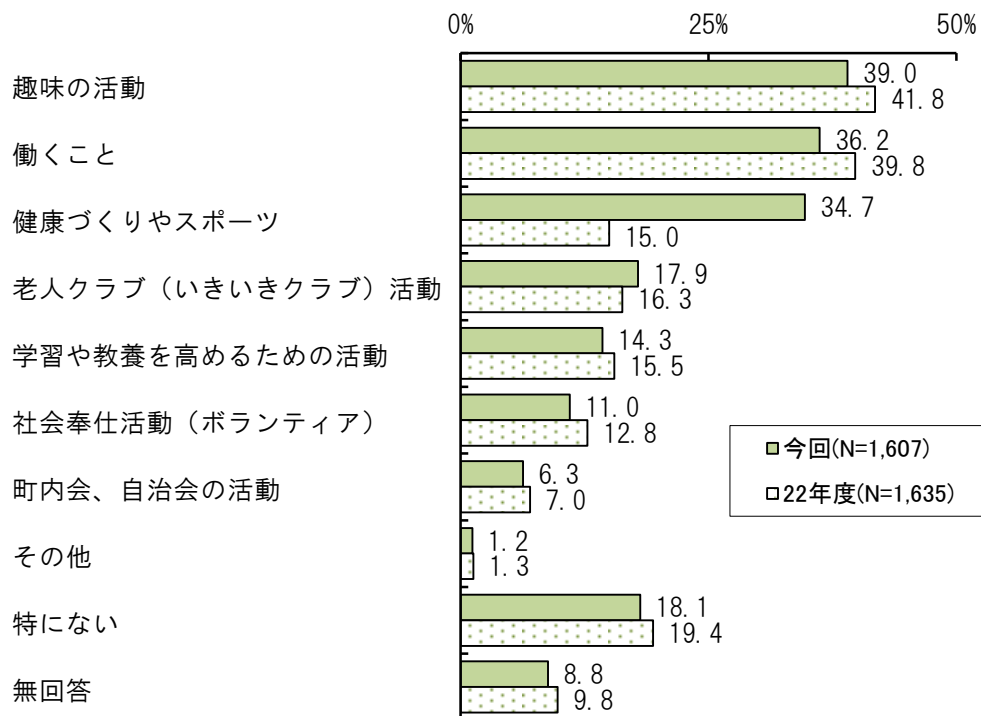
▼「心配ごとはない」と回答した人は9.3%と1割に満たず、59.6%と半数以上の人が心配ごとや悩みごととして「自分の健康のこと」をあげています。

《心配ごとや悩みごと》



▼今後やってみたいことは、平成22年度、今回とも「趣味の活動」、「働くこと」が多くあげられています。又今回は、「健康づくりやスポーツ」も多くあげられています。

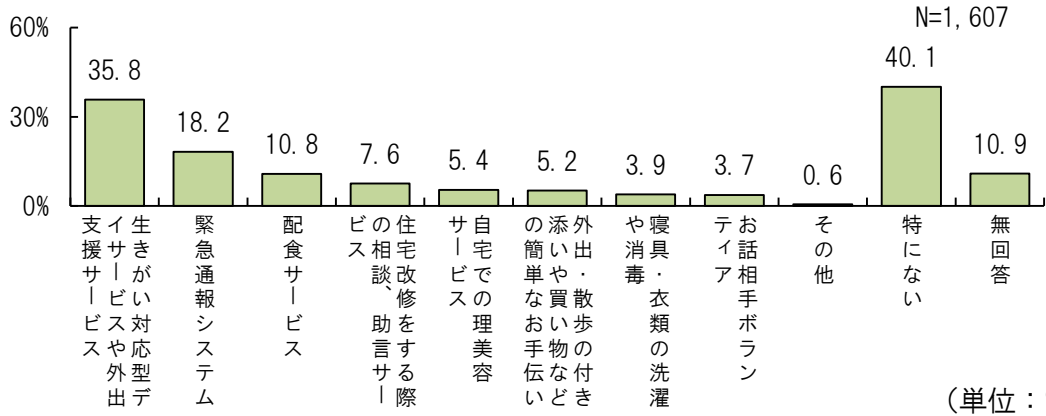
《今後やってみたいこと》



3) 保健福祉サービスについて

▼介護予防や生きがい活動を支援するサービスでは、
 “認知症予防”や“生活習慣病予防”の利用意向が高くなっています。

《各サービスの利用意向》

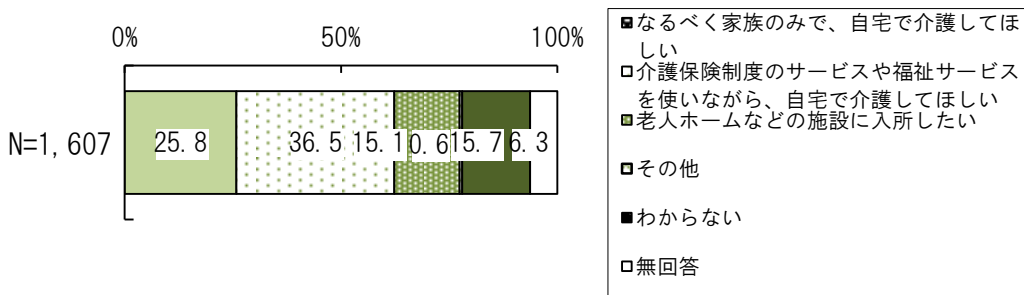


		平成22年度	平成25年度
		1,635人	1,607人
介護予防支援サービスの利用意向	早期の認知症を発見し、重度化を予防する認知症予防教室	26.9	26.9
	保健師、栄養士が行う生活習慣病予防などの健康づくり教室	20.1	17.7
	転倒を予防するための学習や相談などをする転倒予防教室	16.6	14.6
	食生活に関する教室	14.1	14.2
	閉じこもりや孤立にならないための地域のつどいの場	15.7	12.6
	運動機能向上のため、プログラムを作成し、トレーニングを行う教室	7.8	8.8
	生活習慣病予防のため、運動プログラムを作成するサービス	5.9	7.2
	デイサービスセンターなどの施設に通って、趣味活動や体操を行うサービス	7.4	5.9
	音楽、絵画、書道、演劇などの教室	5.4	5.4
	むし歯・歯周病の予防や入れ歯の手入れを学ぶ教室	2.8	3.2
	食事のしたくや洗濯などを体験する教室	2.0	1.8
	介護等のボランティアを養成する教育		1.7
	足指・つめの手入れについて学ぶ教室	1.2	1.0
	その他	0.3	0.4
	特にない	25.8	31.5
無回答	17.5	13.4	
介護者を対象としたサービスの利用意向	介護に関する講習や相談会	33.0	32.9
	介護をしている家族同士の情報交換会	25.2	23.1
	介護用品（紙おむつなど）の支給 （重度の高齢者を介護している家族が対象）	21.7	19.5
	同居している高齢者（要介護認定を受けていない）を対象とした短期宿泊	17.1	14.5
	宿泊や日帰り旅行などの交流会	11.0	13.2
	ヘルパー養成研修の経費の助成	8.1	5.1
	その他	0.6	0.7
	特にない	22.8	28.7
	無回答	21.2	17.5

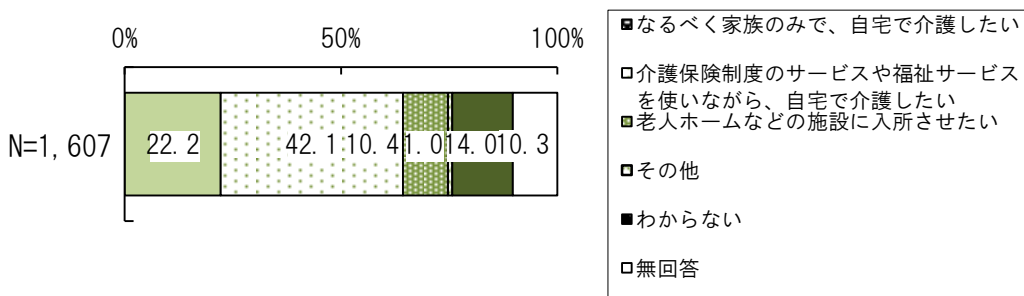
4) 今後の暮らしなどについて

▼介護が必要となった場合には、“なるべく家族のみで、自宅で介護してほしい”、“介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護してほしい”という在宅介護希望が高くなっています。

《本人に介護が必要となった場合の介護意向》

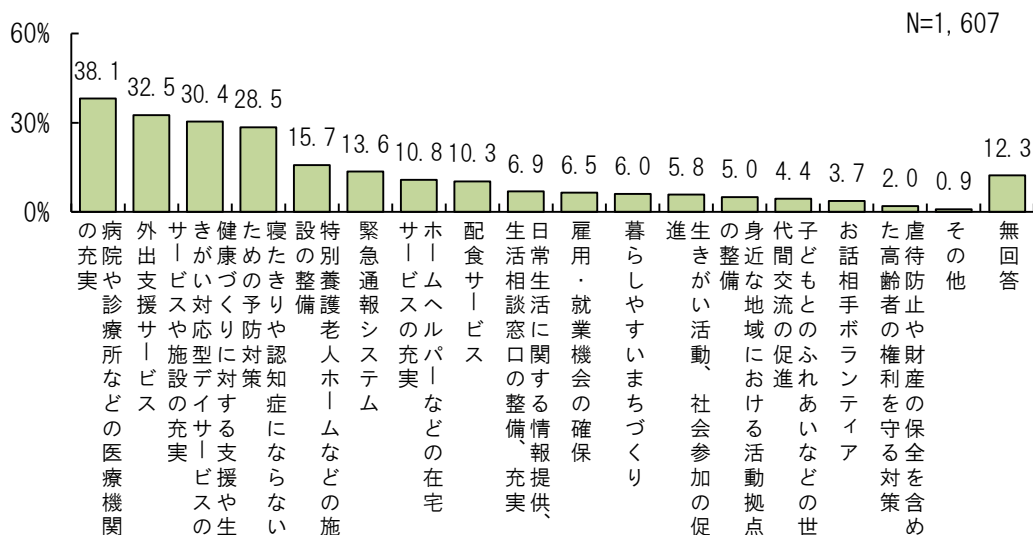


《家族に介護が必要となった場合の介護意向》



▼高齢期を快適に暮らすために重要な施策としては、「病院や診療所などの医療機関の充実」、「外出支援サービス」、「健康づくりに対する支援や生きがい対応型デイサービスのサービスや施設の充実」が3割を超え、強く望まれています。

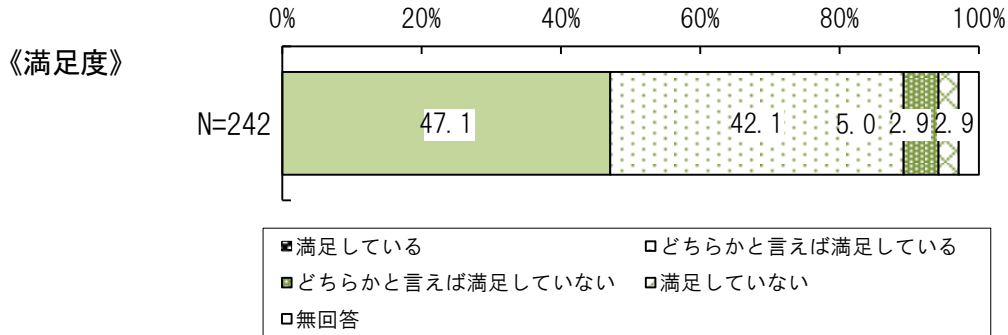
《高齢期を快適に暮らすために重要な施策》



▶在宅サービス利用者調査

1) 介護保険サービスについて

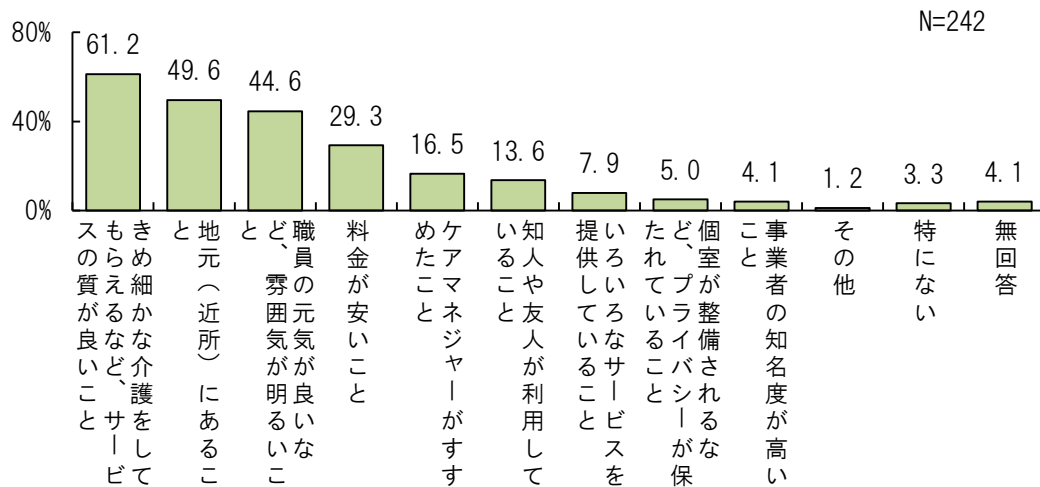
▼介護保険制度に対し、約9割の人が「満足」、「どちらかと言えば満足」と回答しています。



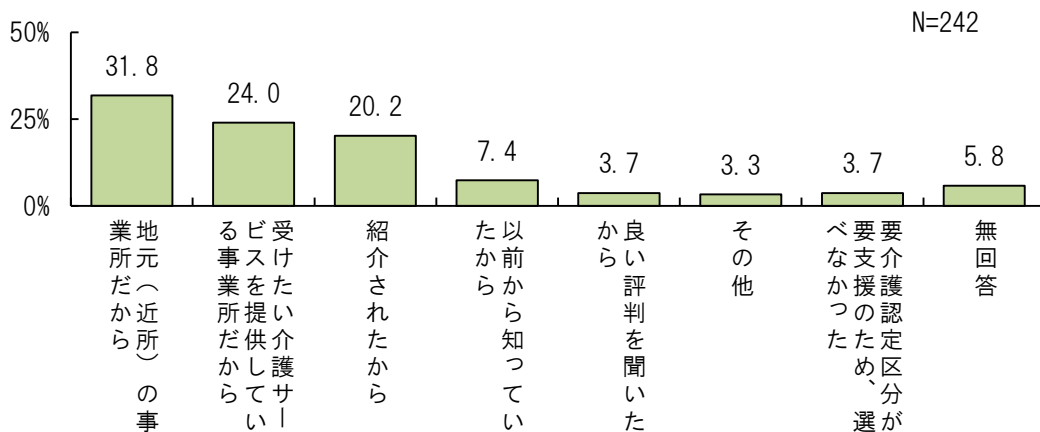
2) 事業者について

▼“サービスの内容(質)”や“近所であること”、“雰囲気”を重視して、介護保険サービス提供事業者やケアマネジャーが選択されています。

《事業者を選ぶ際に重視したこと》



《ケアマネジャーを選ぶ際に重視したこと》



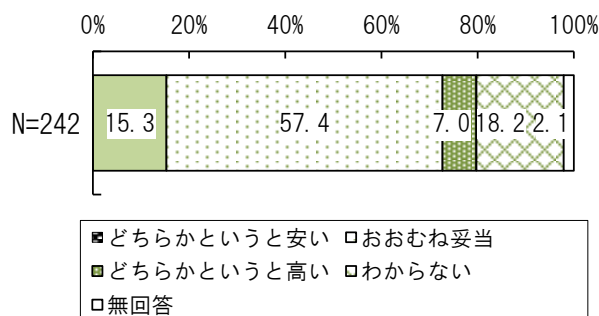
▼ケアマネジャーに対しては、“すぐに
対応できる状態であること”が望まれています。

《ケアマネジャーに対する要望》

	回答数 (人)	回答率 (%)
全体	242	100.0
相談などをしたときに、すぐ連絡がとれるようにしてほしい	26	10.7
ケアプランの変更の要望にすぐに対応してほしい	20	8.3
ケアプランや介護保険サービスについて、もっと説明してほしい	15	6.2
本人や家族の質問や要望をもっと聞いてほしい	14	5.8
サービスが開始された後、もっと頻繁に訪問や連絡してほしい	10	4.1
態度やマナー（時間を守るなど）をもっと良くしてほしい	7	2.9
その他	4	1.7
特にない	158	65.3
無回答	23	9.5

▼介護保険サービスの利用料金に関しては、“おおむね妥当だ”が最も多く半数以上を占め、“どちらかという安い”が“どちらかという高い”より高くなっています。

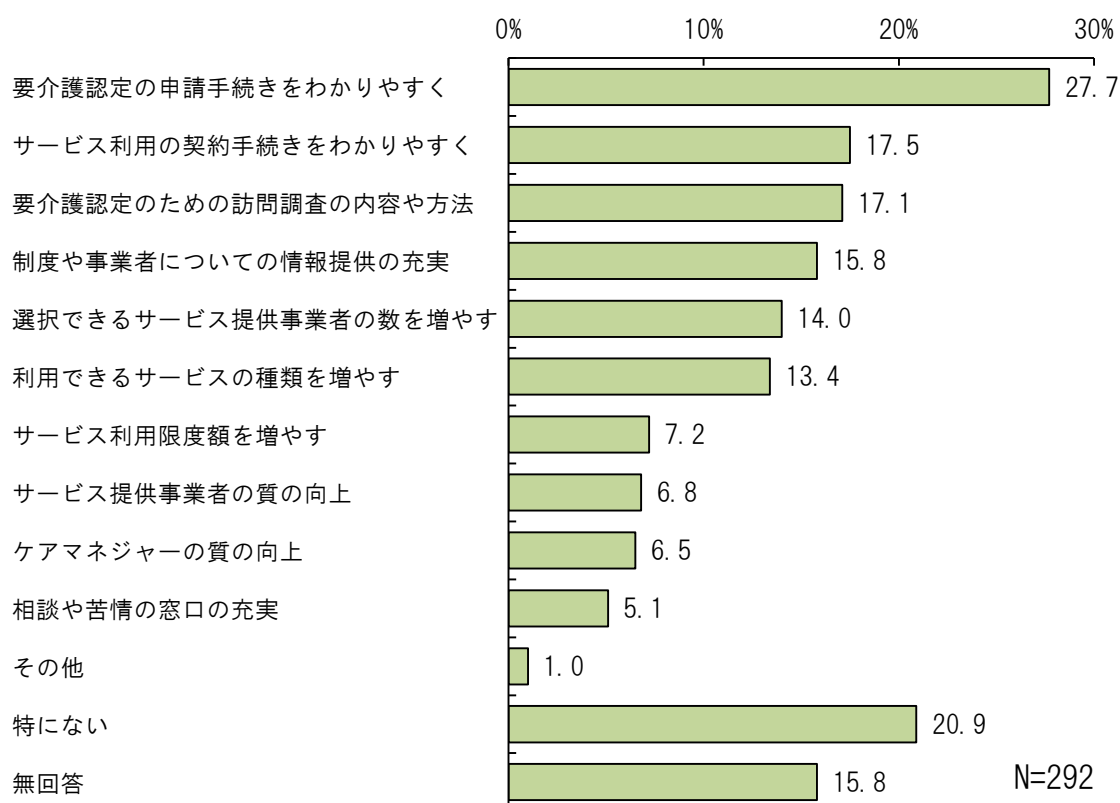
《利用料金について》



3) 介護保険制度について

▼改善点として、「要介護認定の申請手続きをわかりやすく」、「サービス利用の契約手続きをわかりやすく」、「要介護認定のための訪問調査の内容や方法」などが望まれています。

《介護保険制度の改善要望》

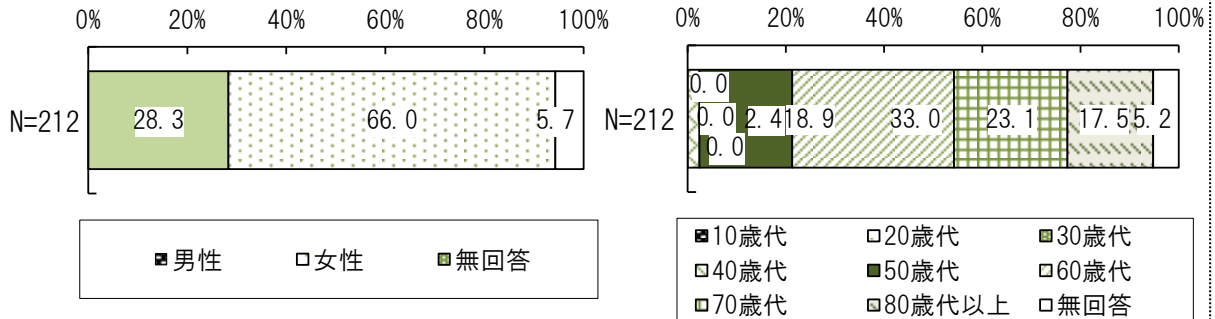


4) 介護をしている方の意見

▼主な介護者は「女性」が大半を占めています。

▼主な介護者の年代は60歳代が全体の3割近くを占めています。

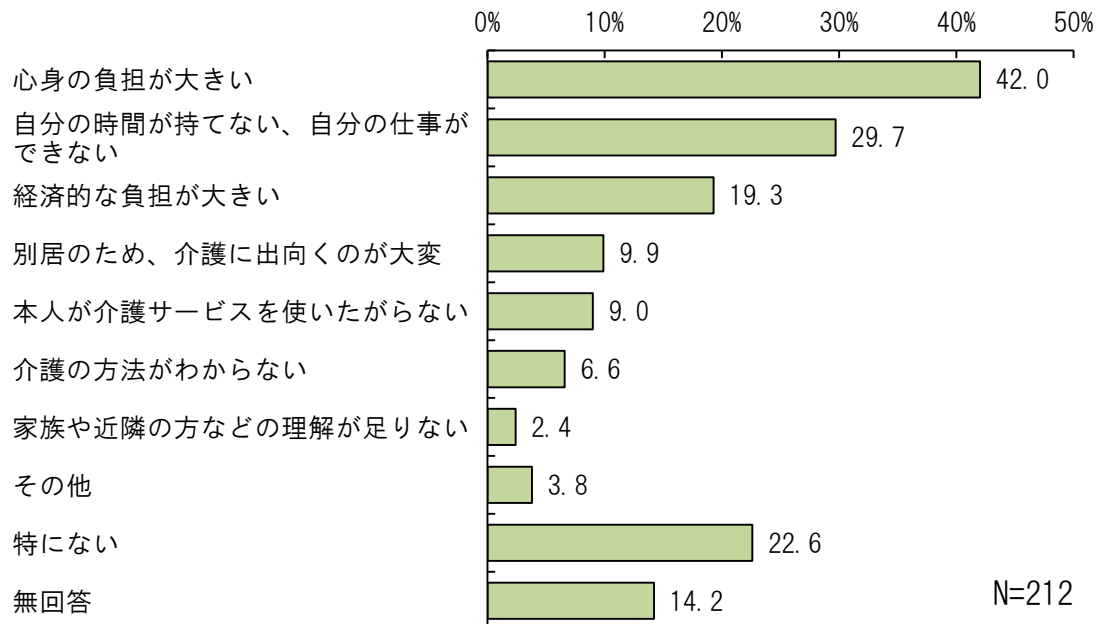
《介護者の属性》



▼介護を行う上で困っていることは、「心身の負担が大きい」が高く、

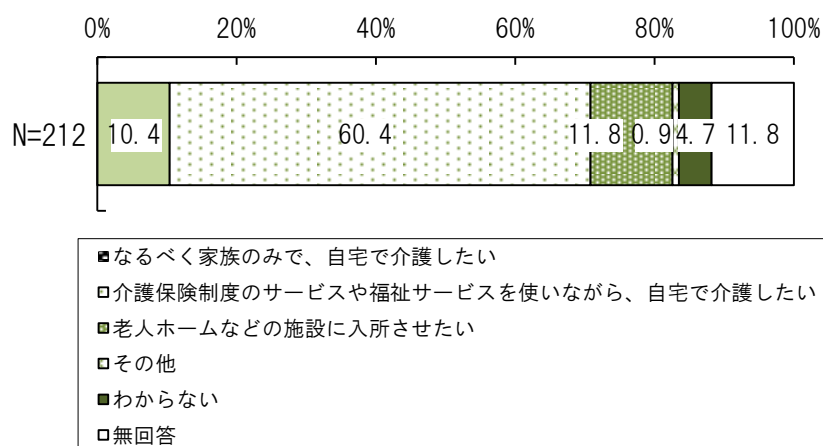
次いで、「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」が高くなっています。

《介護を行う上で困っていること》

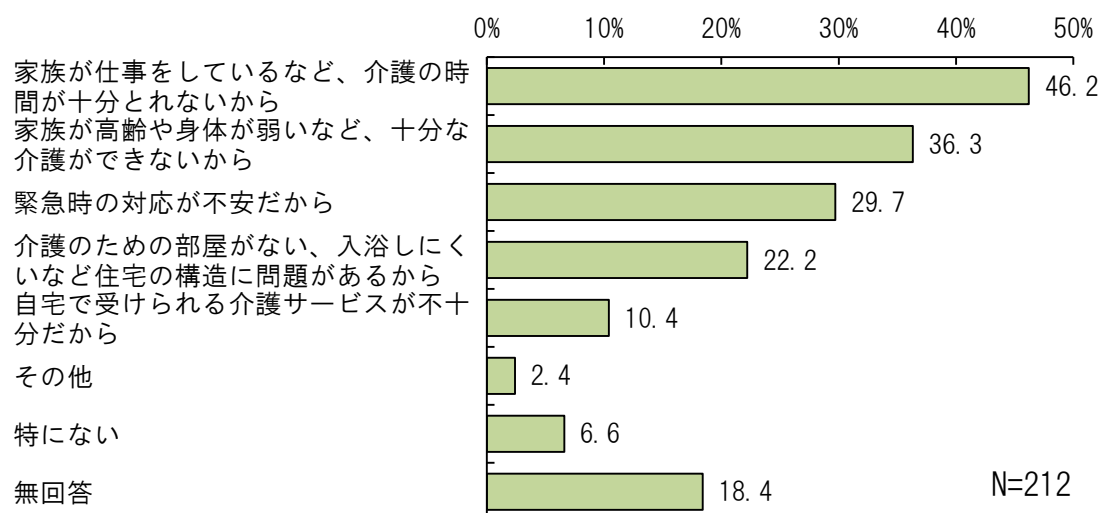


▼自宅での介護が難しいと感じながら今後も自宅での介護を希望する人が多くなっています。

《今後の介護意向》



《自宅での介護が困難な理由》



▶調査結果からみる今後の課題

課題1 介護予防のためには生活習慣病予防と認知症予防の推進

(一般高齢者調査から)

自分自身の健康状態について、『良い』と回答している人が38.9%と約4割で、健康のために心がけていることでは、「休養や睡眠を十分にとる」や「食事に気をつける」など体調に関する項目が上位を占めています。日常生活において心配なことに関しては「自分の健康のこと」が59.6%と約6割の人があげており、健康に対する関心が高い傾向です。また、健康について知りたいことでは、「認知症予防」や「生活習慣病予防」の関心が高く、介護予防や生きがい活動を支援するサービスでも、「認知症予防」や「生活習慣病予防」の利用意向が高くなっています。関心の高いテーマで介護予防教室を開催するなど、高齢者一人ひとりが主体的に取り組める、また取り組みやすい環境づくりが必要です。

課題2 生きがいは趣味の活動と働くこと

(一般高齢者調査から)

川根本町の特徴として、高齢者になってからも農作業を続ける人が多いなど、仕事が生きがいにつながっているケースが多くみられます。しかし高齢者になると体力等の低下により、転倒や骨折などのリスクが高くなります。生きがいを持って生活するためにも体力等の低下や転倒を予防するための講座や教室の提供が必要です。また、今後やってみたいことでは、「趣味の活動」や「健康づくりやスポーツ」という意向が高いことから、高齢者が興味を持つ学習機会や趣味の活動及び健康を維持するための活動の場の提供などが求められます。

課題3 在宅介護が続けられる環境づくり

(一般高齢者調査・在宅サービス利用者調査結果から)

在宅での介護を希望する割合が非常に高い状況です。また、高齢期を快適に暮らすために重要な施策として、「病院や診療所などの医療機関の充実」、「外出支援サービス」、「健康づくりに対する支援や生きがい対応型デイサービスのサービスや施設の充実」が3割を超えており、強く望まれています。高齢者一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯が今後も増加していくことが予想される中で、いかにして在宅介護を支えていくかが重要な課題です。行政が提供する福祉サービスの充実のみでなく、地域包括ケアシステムの確立を目指し、高齢者本人をはじめ、地域及び関係機関が連携して住み慣れた地域での生活や在宅での介護を支える仕組みづくりを進めていくことが必要です。

課題4 介護保険サービスの満足度向上

(在宅サービス利用者調査結果から)

介護保険制度に対し、約9割の人が『満足』と回答しています。また、事業者を選択する際には、サービスの質はもとより、身近な地域にあることが重要な点になっているようです。地域密着型サービスをはじめ、利用者のニーズに応じた介護保険サービスが提供できるよう、サービス基盤の確保と積極的な事業者の参入を促していく必要があります。

第4章 将来推計

第1節 高齢者数・被保険者数の推計

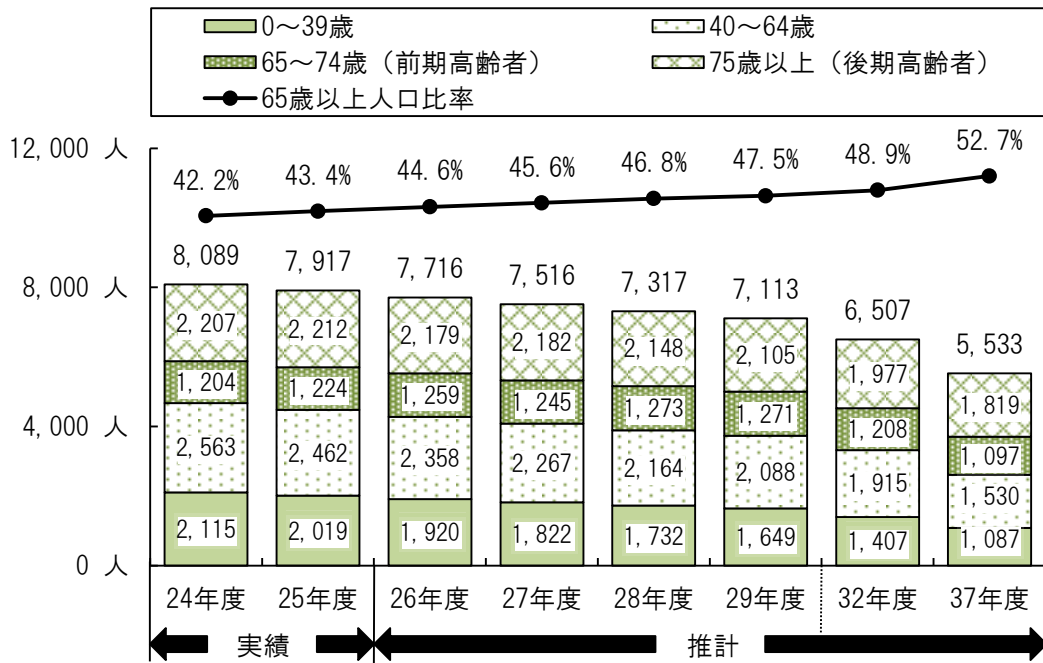
本計画期間最終年度である平成29年度の総人口は7,113人で、総人口の47.5%に当たる3,376人が65歳以上の高齢者と推計されます。また、第1号被保険者(65歳以上)は3,376人、第2号被保険者(40～64歳)は2,088人と推計されます。

【高齢者数・被保険者数の推計】

(上段：人、下段：%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
	実績		推計					
総人口	8,089	7,917	7,716	7,516	7,317	7,113	6,507	5,533
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～39歳	2,115	2,019	1,920	1,822	1,732	1,649	1,407	1,087
	26.1	25.5	24.9	24.2	23.7	23.2	21.6	19.6
40～64歳 (第2号被保険者)	2,563	2,462	2,358	2,267	2,164	2,088	1,915	1,530
	31.7	31.1	30.6	30.2	29.6	29.4	29.4	27.7
65歳～74歳 (前期高齢者)	1,204	1,224	1,259	1,245	1,273	1,271	1,208	1,097
	14.9	15.5	16.3	16.6	17.4	17.9	18.6	19.8
75歳以上 (後期高齢者)	2,207	2,212	2,179	2,182	2,148	2,105	1,977	1,819
	27.3	27.9	28.2	29.0	29.4	29.6	30.4	32.9
65歳以上 (第1号被保険者)	3,411	3,436	3,438	3,427	3,421	3,376	3,185	2,916
	42.2	43.4	44.6	45.6	46.8	47.5	48.9	52.7

※平成24年度、25年度は住民基本台帳（各10月1日現在）



— 算出方法 —

※ 総人口及び高齢者数は、平成24～26年10月時点の住民基本台帳及び外国人登録者数を用いている。過去の人口の動勢から「変化率」を求め算出するコーホート変化率法を用いている。

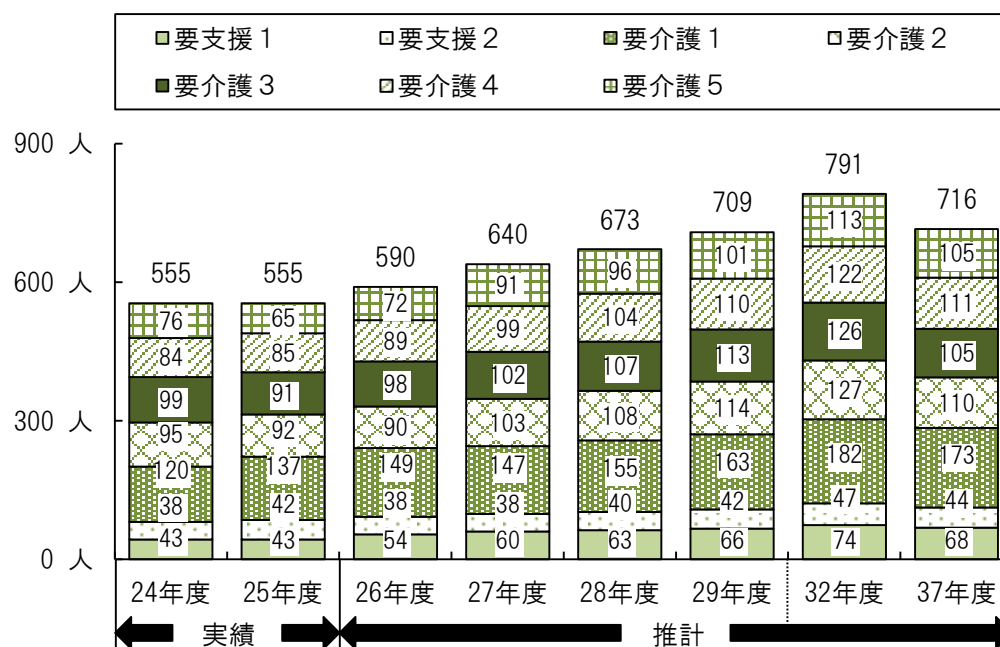
第2節 要介護・要支援認定者数の推計

本計画期間最終年度である平成29年度の要介護・要支援認定者数は合計で709人と推計されます。要介護1が最も多く163人、次いで要介護2が114人、要介護3が113人と推計されます。

【要介護・要支援認定者数の推計】 (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
	実績		推計					
要支援1	43	43	54	60	63	66	74	68
要支援2	38	42	38	38	40	42	47	44
要介護1	120	137	149	147	155	163	182	173
要介護2	95	92	90	103	108	114	127	110
要介護3	99	91	98	102	107	113	126	105
要介護4	84	85	89	99	104	110	122	111
要介護5	76	65	72	91	96	101	113	105
合計	555	555	590	640	673	709	791	716

※平成24年度、25年度は介護保険事業状況報告（3月末日現在）



— 算出方法 —

※ 国保連合会の介護保険事業状況報告を用いて、平成24～26年度の認定者数から、性別・年齢別・介護度別人数割合（被保険者数に対する割合）を算出し、被保険者数に掛け合わせている。

第2編 高齢者保健福祉計画

第1章 高齢者保健福祉サービスの検証と見込み量

高齢者保健福祉事業の現状と評価

■ 生活支援事業

1) 外出支援サービス

◆事業概要

外出支援サービスは、車の運転を行わない高齢者等の交通弱者に対し、病院への通院等のための移送サービスを提供し、移動手段と交通の利便性確保を通し、日常生活の支援を行います。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用回数（回／年）	計画値	3,400	3,400	3,400
	実績値	3,218	3,320	3,200
	達成率	94.6%	97.6%	94.1%
実利用者数（人／年）	計画値	320	320	320
	実績値	339	310	310
	達成率	105.9%	96.9%	96.9%

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

年間延利用回数は、3,200回から3,300回前後で推移しており、利用回数は落ち着いています。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用者数（人／年）	3,400	3,400	3,400
実利用者数（人／年）	320	320	320

◆施策の方向性

利用状況の確認を行い、今まで以上に利用しやすいサービスとなるよう努めます。

2) 軽度生活援助事業

◆事業概要

軽度生活援助事業は、基本的な日常生活習慣が欠けていたり、支援が必要な高齢者等にホームヘルパーを派遣して、住み慣れた地域での生活を支援します。

◆実施状況（年間延派遣回数）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
延派遣回数（回／年）	計画値	120	120	120
	実績値	0	0	0
達成率（％）		0.0	0.0	0.0

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

軽度生活援助事業は利用者がありません。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延派遣回数（回／年）	120	120	120

◆施策の方向性

要介護高齢者及び一人暮らし高齢者等に対し、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するための簡易な日常生活上の支援を行います。

サービス提供者として、町社会福祉協議会をはじめ町シルバー人材センターの活用を図るなどの検討を行います。

■ 介護予防・生きがい活動支援事業

1) 生きがい対応型デイサービス事業

◆事業概要

生きがい対応型デイサービス事業は、高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送り、自立した日常生活を送ることができるよう、通所施設サービスを提供します。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数（回／年）	計画値	6,700	6,700	6,700
	実績値	5,094	5,158	5,300
	達成率	76.0%	77.0%	79.1%
登録者数（人／年）	計画値	100	100	100
	実績値	101	93	90
	達成率	101.0%	93.0%	90.0%

※平成24年度、25年度の登録者は3月末の実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

年間利用延べ人数は5,100人前後で推移しており、計画値を達成するための取り組みの検討及び利用形態の現状分析が必要です。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用者数（回／年）	5,200	5,200	5,200
登録者数（人／年）	100	100	100

◆施策の方向性

事業の目的である介護予防をより効果的に進めるよう、利用者の増加に努めます。また、地域支援事業の展開に合わせて、事業内容やサービスの拡大を検討して行きます。

2) 配食サービス事業（「食」の自立支援事業）

◆事業概要

配食サービス事業（「食」の自立支援事業）は、食事の調理が困難、又は栄養改善が必要な高齢者世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供し食生活の質の確保と改善を図ります。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数（人／年）	計画値	170	170	170
	実績値	126	101	120
	達成率	74.1%	59.4%	70.6%
延利用者数（回／年）	計画値	9,500	9,500	9,500
	実績値	9,377	8,590	8,000
	達成率	98.7%	90.4%	84.2%

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

平成25年度より、旧町単位で異なっていたサービス内容を統一、かつ利用できる曜日を増やすなど、サービス内容の改善を図りました。しかし平成24年度と比べ平成25年度は、延べ利用者数が減っています。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用者数（回／年）	8,700	9,400	9,400
登録者数（人／年）	130	140	140

◆施策の方向性

食生活の改善を主な目的とし、食の自立支援を進めます。また、利用が必要な人が利用しやすいサービスとなるよう努めます。

3) 生活管理指導短期宿泊事業

◆事業概要

生活管理指導短期宿泊事業は、「基本的な日常生活習慣が欠けている」、「対人関係を保つことが困難」など、社会適応が困難な高齢者等を養護老人ホームに宿泊させ日常生活に対する支援及び指導を行います。

また高齢者虐待等の避難方法としても利用します。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ人数（人／年）	計画値	28	28	28
	実績値	61	9	41
	達成率	217.9%	32.1%	146.4%
利用者数（回／年）	計画値	4	4	4
	実績値	1	1	2
	達成率	25.0%	25.0%	50.0%
延利用日数（日／年）	計画値	28	28	28
	実績値	61	9	41
	達成率	217.9%	32.1%	146.4%

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

平成24年度、平成25年度とも1名の利用がありました。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／年）	3	3	3
延利用日数（日／年）	63	63	63

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆施策の方向性

社会適応の困難な高齢者が、地域で自立した生活を送れるよう支援していきます。

■ その他の福祉事業

1) 緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム）

◆事業概要

緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム）は、一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システムを貸与することにより、日常生活の安全と緊急事態への対応を図っていきます。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数（人／年）	計画値	100	100	100
	実績値	104	107	110
	達成率	104.0%	107.0%	110.0%

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

各年度とも計画値を超えています。利用者数は、年々、増えています。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（人／年）	110	110	110

◆施策の方向性

地域の民生委員・児童委員等関係者との連携を図りながら、緊急時の連絡体制が整っていない一人暮らしの高齢者の利用促進に努め、一人暮らしの高齢者等が、安心して生活できる環境を整えます。

2) 緊急医療情報キット整備事業

◆事業概要

緊急医療情報キット整備事業は、一人暮らしの高齢者等に対し、救急搬送時等に必要な情報を記載し保管するキットを配付し、自宅に整備してもらうことにより、救急搬送時等に救急隊が必要な情報の確認が行える体制を整えます。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
延配付数（件／年）	計画値	500	1,000	1,000
	実績値	429	483	500
	達成率	85.8%	48.3%	50.0%

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

平成24年度にサービスを開始した事業です。導入初年度は、計画値に近い利用者となりましたが、平成25年度は利用者数が増えず、計画値に対し50%を下回っています。

利用者が増えるよう、広報等の対応が必要です。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延配付数（件／年）	600	800	1,000

◆施策の方向性

事業を広報するとともに民生委員・児童委員等の協力をいただきながら、事業対象者への救急医療情報キットの配付に努めます。

3) 養護老人ホーム

◆事業概要

養護老人ホームは、生活環境や経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに措置します。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所者数（人／年）	計画値	6	6	6
	実績値	7	5	7
	達成率	116.7%	83.3%	116.7%

※平成24年度、25年度は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

平成24年度は、入所者が計画値より1名多かったため、達成率は100%を超えました。
平成25年度は、入所者が2名減り達成率は、83.3%となりました。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所者数（人／年）	8	8	8

◆施策の方向性

入所者も高齢化しており、身体や精神の状態が悪くなり、養護老人ホームでの生活が困難になった場合には、特別養護老人ホームへの入所など今後の対応を検討していきます。

関係市町や施設とも連携し、施設の充実を図ります。

今後も老人福祉法に沿って、身体的、精神的、社会的なハンディキャップを有する高齢者に対し必要な対応を進めていきます。

4) 老人福祉センター

◆事業概要

老人福祉センターは、地域の高齢者に対し、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための会場などを提供するための施設です。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人／年）	計画値	2,000	2,000	2,000
	実績値	1,674	1,477	1,600
	達成率	83.7%	73.9%	80.0%

※平成24年度、25年度の利用者数は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

定期的な利用があり、交流の場としての機能も果たしています。

◆計画値

	平成27年	平成28年	平成29年
利用者数（人／年）	1,600	1,600	1,600

◆施策の方向性

施設の設置目的である、地域の高齢者に健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための場となるよう、施設の活用を推進します。

5) 創造と生きがいの湯

◆事業概要

創造と生きがいの湯は、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点の場として、地域の町民相互の交流促進と心身の健康増進、介護予防及び生きがい活動を支援するための施設です。

◆実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
入浴施設利用者数 (人/年)	計画値	5,000	5,000	5,000
	実績値	3,153	3,112	3,000
	達成率	63.1%	62.2%	60.0%
その他施設利用者数 (人/年)	計画値	1,000	1,000	1,000
	実績値	768	235	250
	達成率	76.8%	23.5%	25.0%

※平成24年度、25年度の利用者数は実績値、平成26年度は見込み値。

◆現状と評価

町の介護予防教室等の会場として利用されており、生きがいづくりの支援の場として活用されています。

◆計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入浴施設利用者数 (人/年)	3,200	3,200	3,200
その他施設利用者数 (人/年)	250	250	250

◆施策の方向性

高齢者の生きがいと健康づくりの拠点として、町の介護予防教室での利用をはじめ、高齢者が気軽に集まり交流できる場となるよう推進します。

第2章 ころとからだの健康づくり

第1節 健康づくりの推進

◆現状と評価

高齢期には若い頃と比較して体力も低下し、健康に対して自然に配慮するようになりますが、健康な体を保つためには、年齢に応じて健康を意識した日常生活を送ることが大切です。そのため本町では、妊産婦や乳幼児を対象とする母子保健をはじめ、住民全体を包括する年代、生活段階に合った健康づくりを支援しています。

高齢期には、疾病にかかりやすいほか、改善・回復、治療に時間を要するなどの傾向にあるため、健康増進とともに疾病予防や疾病の早期発見・早期治療などが重要となります。

◆施策の方向性

- ・ 健康診査、各種検診の受診促進と受診後の教育・指導の充実を図り、疾病予防や早期発見・早期治療による重症化予防に努めます。
- ・ 健康相談、健康教育をつうじて生活習慣病予防や健康上の不安解消に努め、健康づくり、保持増進を支援します。
- ・ 町B&G海洋センター運動指導スタッフと連携協働し、運動による健康づくりの促進に努めます。
- ・ 地域における健康づくり組織活動を促進するとともに、広報や健康教育など、様々な機会をつうじて、自分たちの力で健康な生活やころ豊かな人生を獲得でき、自らの健康は自ら守るなどの健康意識の高揚を図るため、知識・技術の提供や環境づくりを支援します。
- ・ 医師会との協力により、身近な場所がかかりつけ医を確保できるように、かかりつけ医の重要性の啓発に努めます。
- ・ 健康診査後には結果説明会を行い、健康度評価（ヘルスアセスメント）、個別指導を実施し、個人のニーズに合った計画的、総合的な保健サービスの提供に努めます。
- ・ 健康まつりを開催し、運動普及や健康づくり意識の高揚を図ります。
- ・ 生活機能評価の結果と高齢者健康診断結果から、指導の必要がある高齢者については、地域包括支援センターと連携し、町の保健福祉サービスが総合的に提供されるよう努めます。
- ・ インフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対し公費助成を図り、接種希望者が接種しやすい環境を整備し、疾病の重症化を予防します。

第2節 介護予防の促進

◆現状と評価

平成22年8月に、地域支援事業の実施要綱が改正され、介護予防事業について見直されました。これまで特定高齢者といわれていた人たちが、二次予防事業対象者となり、一般高齢者が一次予防事業者対象者となりました。基本チェックリストによる把握及び地域包括支援センター職員による訪問活動により、高齢者の実態把握に努めています。

本計画の基本理念である「元気な高齢者が多いまち」を達成するためには、まずは要介護状態にならないための介護予防が非常に重要です。各種予防教室を開催し、今後もより一層介護予防に力を入れていく必要があります。

◆施策の方向性

- ・ 介護保険サービスの予防給付、地域支援事業の介護予防施策を展開していきます。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業を推進しつつ、要支援者、二次予防事業対象者、一次予防事業対象者それぞれの状態に即した介護予防サービスの提供も行います。
- ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、基本チェックリスト等を活用し、介護予防施策を早期に実施する必要がある高齢者の把握に努めます。
- ・ 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、管理栄養士、歯科衛生士、看護師など、介護予防を推進する専門的人材の確保に努めます。
- ・ 地域サロンの活性化、ボランティアの育成・確保を図り、地域における自主的な活動の取り組みや介護予防活動を支援します。
- ・ 介護予防事業において、主体的に取り組む地域の団体を支援していきます。
- ・ 高齢者と同居している家族などを対象に、介護予防についての知識の普及や意識の高揚、あわせて介護者の支援を図るため「介護者のつどい」や「家族介護教室」を実施していきます。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、地域全体で支え取り組む介護予防の体制づくりを進めていきます。
- ・ 認知症予防や認知症高齢者の孤独、不安の解消を目的に話相手ボランティアを養成し、高齢者宅へ訪問活動について、町社会福祉協議会と協力し推進していきます。

第3節 認知症対策

◆現状と評価

全国的に認知症患者は年々増加しており、川根本町においても認知症高齢者は徐々に増加してきています。本町では平成22年度より認知症サポーター養成講座を全地区で開催し、平成25年度末現在で延べ1,245人のサポーターを養成しました。また、地域包括支援センターでは、認知症に関する相談窓口を設置し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で認知症高齢者を支えていく体制の強化を図っています。

今後は、医療機関や民生委員・児童委員などの関係機関や関係団体との連携を強化し、認知症高齢者及び予備軍の早期発見、早期対応に努める必要があります。

また、高齢者の成年後見制度の周知を図るために、年1回講演会を開催しています。高齢者の権利擁護の推進体制の構築等、制度の周知とともに関係機関が連携し高齢者を支援していく仕組みづくりが求められます。

◆施策の方向性

- ・ 認知症ケアパスを作成し、地域で認知症の人やその家族を支える仕組みをつくり、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる地域を目指します。
- ・ 医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、認知症高齢者の早期発見に努めます。
- ・ 地域密着型サービスで提供している「認知症対応型共同生活介護」については、サービス提供事業者と連携し、利用者のニーズに即したサービス提供を目指します。
- ・ 認知症高齢者を地域で見守るために、認知症サポーターの育成を進め、サポーターの活動を支援していきます。
- ・ 認知症に関する相談窓口を地域包括支援センターに設置し、利用促進を図ります。
- ・ 講演会等の機会を利用して、成年後見制度など権利擁護の制度に関する周知や、制度の利用促進を図ります。
- ・ 認知症予防も目的として全町民の成人者を対象に、生活習慣病の予防の推進にこれまで以上に取り組みます。

第4節 地域包括ケアシステムの確立

◆現状と評価

高齢者が安心して元気に、いきいきと過ごすためには、できるだけ医療や介護が必要な状態にならないようにすることが必要です。また、医療や介護が必要になったときに、できるだけ住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるようにすることも必要です。医療、介護、地域での見守り、住まいのサービスがニーズに合わせて提供できるように、地域で支え合う地域ケアシステムの確立が求められます。

本町では、地域包括支援センターを中心にシステムの確立を目指して、関係機関、関係団体と連携し、川根本町の地域特性に合った体制づくりを進めます。

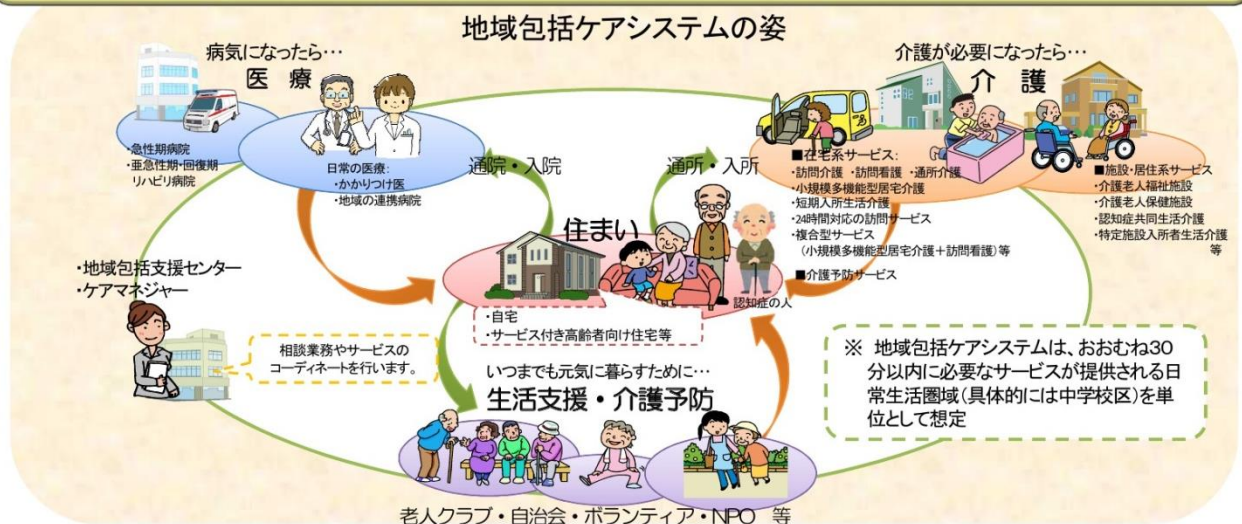
◆施策の方向性

- ・ 行政、医療機関、保健福祉関係機関、地域組織、ボランティア等、多彩な方面の協力により、高齢者を地域で支えることのできる地域包括ケアシステムの確立について検討します。
- ・ 訪問看護等の介護保険サービスの実施を事業所等に働きかけ、在宅医療の充実に努めます。
- ・ 高齢者が住みやすい住宅への支援、住宅改修の利用を推進していきます。

●地域包括ケアシステムのイメージ

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



出典：厚生労働省HPより

第3章 社会参加をつうじた生きがづくり

第1節 いきいきクラブ（老人クラブ）活動の促進

◆現状と評価

いきいきクラブの会員数は平成24年度以降、減少傾向にあり、新会員の入会や活動の活発化が課題となっています。行政では、いきいきクラブに対し活動費の補助を行い、活動の支援を図っていますが、高齢者の生きがづくりという観点からも、いきいきクラブ活動の活性化は重要です。県老人クラブ連合会主催の研修会への参加を促すなど、活動活性化に向けて支援が必要です。

【いきいきクラブ加入者数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
合計（人）	1,645	1,409	1,375
男性（人）	692	524	558
女性（人）	953	885	817
クラブ数（クラブ）	28	23	23

◆施策の方向性

- ・ 他のボランティア団体の行う事業などとの連携を図るなどして事業の内容を広げ、新規加入者の増加を促進します。
- ・ 中心的な役割を担う人材の育成に、町社会福祉協議会と協力し取り組みます。
- ・ 活動の一つとして高齢者宅への訪問や見守り活動など、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への協力を得られるよう進めていきます。

第2節 学習機会の提供

◆現状と評価

すこやか大学等を開催し、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、学習機会の充実を図っています。また、高齢者の持つ経験や知識を次代に伝えていく取り組みとして、生涯学習事業や放課後子供教室等の機会を利用しています。

今後も高齢者が、講師や参加者として参加できる機会の充実を図ることが必要です。

◆施策の方向性

- ・ 高齢者の多くの参加を図るため、各種講座やグループ、団体等の活動情報等の提供の充実を図ります。
- ・ 多様化する学習機会に対応するため、豊かな知識、経験、生活の知恵などを備えた高齢者の協力を要請します。また、そのような機会を設けることにより、高齢者の生きがいづくりを促進します。
- ・ 高齢者が持つ技術や技能を伝承するために、小・中学校、高校との連携を図り世代間交流を促進します。また、その技能や技術を活かせる場の提供に努めます。
- ・ 「まちづくりへの参加」を目指し、自然や温泉、お茶、歴史、文化、暮らし、人等、ソフト・ハード両面の地域資源の再確認・創造により、それぞれの立場の中で参加できる人づくりについて取り組みを進めていきます。

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

◆現状と評価

高齢者の健康増進、介護予防の観点から、日ごろから体を動かすことは非常に重要なことです。本町ではスポーツ推進委員が中心となって、高齢者が気軽に楽しめる軽スポーツの講習会や教室を開催しています。また生涯学習委員や体づくり地区推進委員等と連携し、安全にスポーツを楽しめる環境整備に努めています。

いきいきサロンは、地元住民が主体となり実施しています。近年は、介護予防活動としての一面を持つようになり、益々活発な活動が期待されます。

町主催の各種イベントや大会等に関する情報やチラシの作成、町ホームページ等で周知を行い、参加を呼び掛けています。

◆施策の方向性

- ・ 高齢者が参加しやすい、軽スポーツや時代を先取りしたニュースポーツの導入に努め、参加者の拡大を促進します。
- ・ 高齢者が安全に楽しめるよう、ボランティアなどと連携して環境整備に努めます。
- ・ 大会や催し物、グループ団体等の情報提供の充実を図ります。
- ・ 介護予防を兼ねたスポーツ、レクリエーションが行える場や催しの充実を図っていきます。

第4節 就業等の支援

◆現状と評価

近年の経済不況により、高齢者はもとより、若者の就労も厳しい状況にあります。しかし本町では、高齢者になっても農業を続ける人が多く、安全で無理のない就労が続けられるよう、支援や本人への意識づけが大切です。

シルバー人材センターの登録人数は、平成26年度時点で184人が見込まれます。受託事業収入については平成24年度をピークに年々減少していますが、事業収入では、平成22年度以降は6,000万円を上回っています。シルバー人材センターは、会員の高齢化をはじめ、新規会員の確保が課題となっていますが、平成22年4月に一般社団法人化され、自立・自主団体として、更なる発展が期待できます。

また広報、ホームページにより、ハローワーク出張相談について周知を行い、毎月第3月曜日に相談を行うなど、就労情報の充実を図っています。

【シルバー人材センター 会員の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
登録人数(人)	188	176	184
受託事業収入(千円)	68,562	62,519	61,365

◆施策の方向性

- ・ シルバー人材センターの事業の拡大を支援するとともに、会員の増加を促進し、機能強化に努めます。
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）や商工団体と連携し、高齢者への就労情報の充実を図るとともに、職場での安全性の向上を啓発します。
- ・ 農業従事者の高齢化による労力負担の軽減のために、機械化の促進や省力化を支援していきます。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業をつうじ、元気な高齢者が活躍できる地域、高齢者が高齢者を支える仕組みをつくり、推進します。

第5節 社会活動への参加の支援

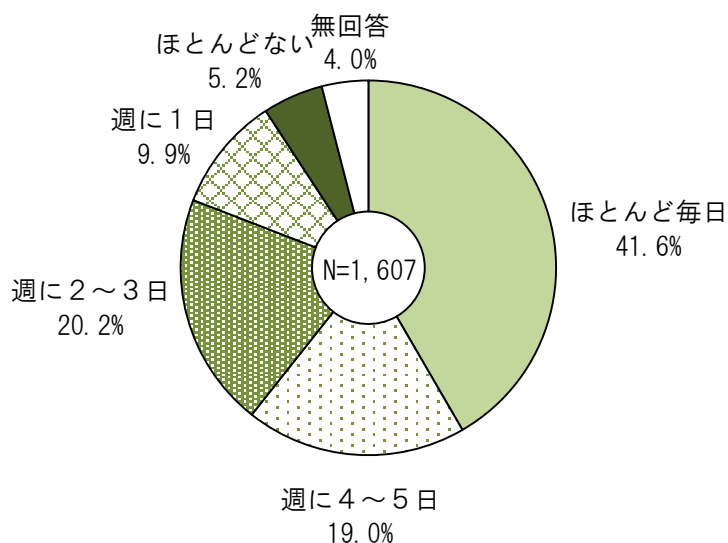
◆現状と評価

町社会福祉協議会、地域ボランティアを中心に各地区で開催されている「いきいきサロン」は、高齢者の生きがいづくりや介護予防の場となっています。このため、各地区のいきいきサロンへの協力、新規参加者の確保が課題となっています。

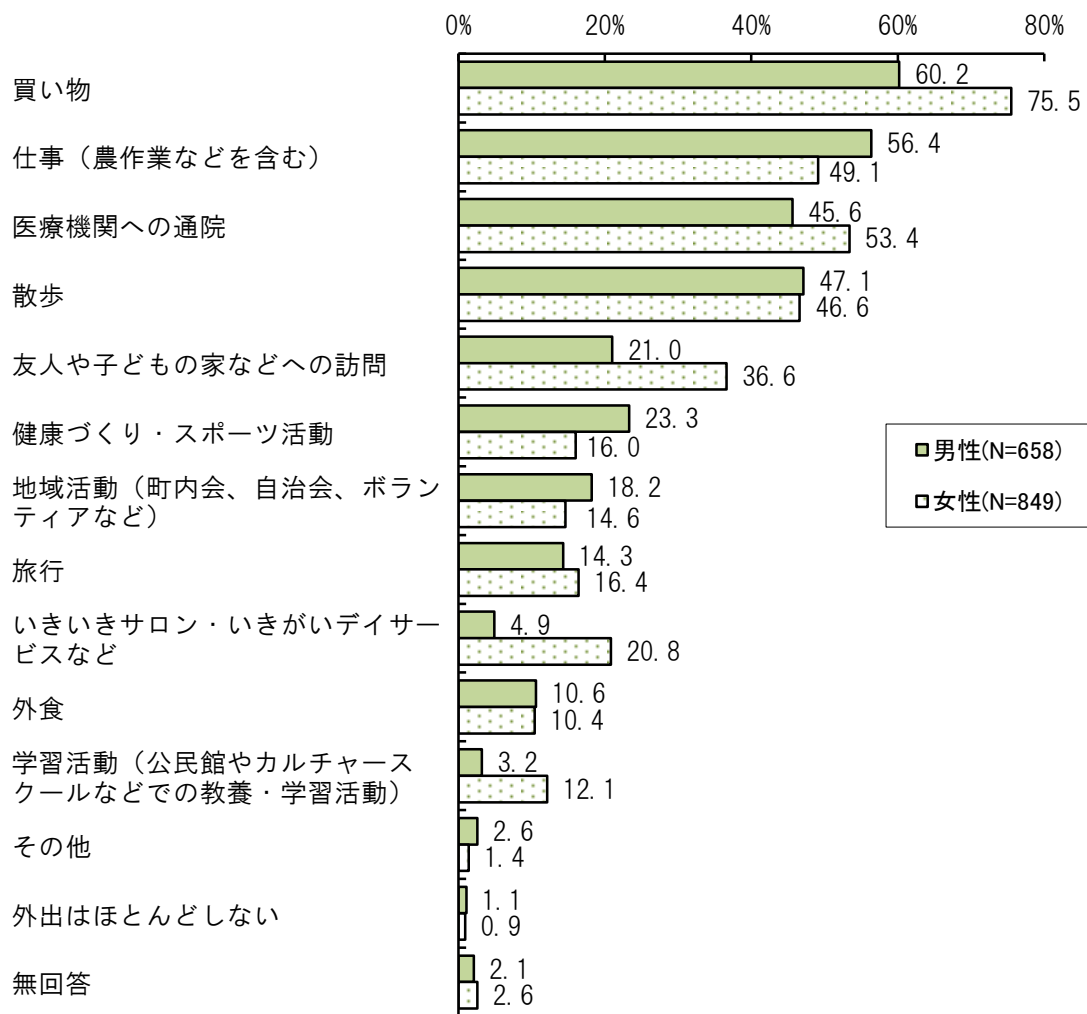
町では平成23年度から、話し相手ボランティア養成講座を開催。翌平成24年度からは、町社会福祉協議会と協力し開催しています。この養成者による認知症予防や認知症高齢者の不安解消を目的に高齢者宅を訪問し、話し相手をしてもらう活動が始まっており、高齢者自身が支える側として活躍できる環境ができつつあります。さらに今後は、話し相手のボランティアの養成者は新しい介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスの提供者としての活躍も期待されます。

高齢者一般調査結果によると、『週に2日以上』外出する人は約8割となっており、外出の理由としては男性、女性ともに「買い物」が最も割合が高くなっています。外出の頻度を高め、また生きがいづくりなどのために、社会活動への参加をより進めていく必要があります。

【一般高齢者の外出頻度（高齢者一般調査結果より）】



【一般高齢者の外出目的（高齢者一般調査結果より）】



◆施策の方向性

- ・ 高齢者が参加しやすい機会（サロン等）の提供と充実に努めます。
- ・ 地域社会に手軽に貢献できる、ボランティア活動への参加を促します。
- ・ 高齢者が培ってきた知識や技能、また伝統文化などを次世代に伝えるような機会を提供し、世代間交流を図ります。

第4章 高齢者支援の関連施策

第1節 広報・啓発事業

◆現状と評価

毎月、町広報誌に健康に関する情報や健康相談、健診情報、各種相談の開催のお知らせ、休日当番医情報等を掲載しています。また、町ホームページに健診（検診）・予防接種・介護保険・福祉サービス・各種相談等について掲載しています。今後も、情報提供内容の充実が必要です。

民生委員・児童委員協議会や高齢者サービス担当者会議等、高齢者福祉関係の会議において、情報提供を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、広報、啓発に努めています。

◆施策の方向性

- ・ 広報誌に高齢者保健福祉に関する記事をわかりやすく定期的に掲載するよう努めます。
- ・ ホームページに高齢者保健福祉に関して掲載し、若い世代にも情報提供の共有を促します。
- ・ 民生委員・児童委員、保健師など、人をつうじた広報・啓発を推進します。
- ・ かわねフォンを活用し、様々な情報の提供に努めます。

第2節 ボランティア活動等への支援

◆現状と評価

ボランティア活動は、高齢者が安心して生活していく上で重要な役割を果たしており、また、活動をしている人にとっては、生きがいづくりの一端を担っています。現在は高齢化等により団体数が減少し、10団体が登録を行い、高齢者等の生活支援や生きがいづくりに取り組んでいます。

地域福祉活動促進事業のボランティア育成事業として、ボランティア体験・ボランティア交流会・ボランティア講習会を実施しており、ボランティア育成に努めています。

【ボランティアの登録状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
団体数（団体）	12	9	10
登録者数（人）	256	191	297

◆施策の方向性

- ・ ボランティア団体やその活動を広報誌に掲載し、ボランティアへの理解を深めるとともに、町民に積極的な参加を呼びかけます。
- ・ 多様な場面で活躍できるボランティアを育成するよう、研修等の充実を図ります。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業で活躍できる、活動や団体、個人の育成に努めます。

第3節 ユニバーサルデザインのまちづくり

◆現状と評価

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて、案内板や道路標識等も含めた公共施設の整備に努めています。また、民間業者への指導を実施していますが、今後も指導、啓発が必要です。

公共交通機関では、町営バスへの低床バスの導入、補助ステップの設置を行っています。

◆施策の方向性

- ・ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を、公共施設の整備に取り入れていきます。
- ・ 国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共性の高い建築物整備に係る民間業者への指導・啓発に努めます。
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関に対しても、バリアフリー化や低床バスの導入等を要請します。

第4節 交通安全・防災防犯対策

◆現状と評価

近年、高齢者の交通事故は増加傾向にあり、警察署、関係機関との連携により、高齢者交通安全教室等において、高齢者の交通安全意識の高揚を図っていますが、内容のマンネリ化が課題となっています。いきいきクラブ事業では、シルバーポリスを中心に交通安全教室への参加を図っています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、高齢者をはじめとした災害時要援護者の災害時支援について多くの課題を残しました。川根本町では、災害時要援護者の台帳の整備及び災害時要援護者避難支援計画や避難行動要支援者名簿を作成し、防災計画に活かしていくことが必要です。

防犯については、防犯関連のチラシを自治会組織をつうじて配布し、防犯意識の高揚を図っています。

◆施策の方向性

- ・ 高齢者の交通安全意識を高めるよう、交通教室等の充実を図ります。
- ・ 歩道や信号機、カーブミラーや防犯灯などの整備を計画的に進めます。
- ・ 高齢者等の交通弱者に思いやりを持った車の運転への心掛け等を啓発し、交通事故の防止を推進します。
- ・ 広報誌やいきいきクラブ、自治会組織をつうじて防犯意識の高揚に努めます。
- ・ 高齢者等が悪徳商法等の被害に遇わないよう、様々な機会をつうじ注意啓発を行います。
- ・ 自宅での家具の転倒防止などの地震対策など、身近な防災体制の意識啓発を進めます。
- ・ 東海地震などの自然災害や火災などの人災に備え、災害時要援護者支援計画の策定及び要配慮者・避難行動要支援者の避難所の確保を検討していきます。

第5節 高齢者への虐待の防止と権利擁護

◆現状と評価

高齢者虐待は件数こそ多くありませんが、身体的、精神的、経済的、セルフネグレクトなど、様々な虐待が毎年、確認されており、その対応は福祉課長寿介護室、福祉介護室、地域包括支援センターが協力し行っています。

近年は、町内の介護保険サービス提供事業所や民生委員・児童委員等、高齢者に係る方を対象に高齢者虐待防止のための研修会や権利擁護のための研修会を年1回は行っています。

また、町では成年後見制度の利用に係る支援も行っており、成年後見制度を利用するケースも増えてきています。

◆施策の方向性

- ・ 高齢者虐待の対応、相談窓口である福祉課長寿介護室、福祉介護室、地域包括支援センターについて、町民への周知を図っていきます。
- ・ 高齢者虐待の防止やその早期発見のための啓発活動を進めていきます。
- ・ 高齢者に係わることが多い関係者に対し、高齢者虐待の内容についての研修会をはじめ、高齢者虐待への対応方法や高齢者の権利擁護についての研修会を開催し、高齢者虐待についての知識を得る場を設けます。
- ・ 虐待を受けた高齢者の保護や高齢者の擁護者に対する対応は町が中心となり、地域包括支援センターをはじめ関係するケアマネジャー、民生委員・児童委員、医療機関、警察など、地域の様々な関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するよう、その基盤を整備していきます。
- ・ 成年後見制度の利用支援を進めていきます。

第3編 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業の概要

第1節 介護保険事業の体系

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護予防サービス <input type="checkbox"/> 介護予防 訪問介護※ ¹ <input type="checkbox"/> 介護予防 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 介護予防 訪問看護 <input type="checkbox"/> 介護予防 訪問リハビリ <input type="checkbox"/> 介護予防 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 介護予防 通所介護※ ¹ <input type="checkbox"/> 介護予防 通所リハビリ <input type="checkbox"/> 介護予防 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 介護予防 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 介護予防 特定福祉用具販売 <input type="checkbox"/> 介護予防 住宅改修 <input type="checkbox"/> 介護予防 支援		居宅サービス <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリ <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売 <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援				
		施設サービス <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設				
地域密着型介護予防サービス <input type="checkbox"/> 介護予防 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介護予防 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護予防 認知症対応型共同生活介護		地域密着型介護サービス <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護（仮称）※ ²				

※1：介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、平成28年度から新しい介護予防事業へ移行予定

※2：地域密着型通所介護（仮称）は平成28年度より実施

第2節 日常生活圏域について

日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、既存資源としてのサービス提供施設や今後の整備予定、地域包括支援センター・在宅介護支援センター等の状況を総合的に勘案する必要があります。

第6期計画では、第5期計画における日常生活圏域の考え方を踏襲し、サービス利用者の利便性等を考慮し、町内全域を1つの日常生活圏域として設定します。

第2章 前回計画の検証

第1節 居宅サービス利用状況の検証

※ サービス名 ■は介護給付（要介護度1～5対象）、◇は予防給付（要支援1、2対象）です。

サービス名	内容
■ 訪問介護 ◇ 介護予防 訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や、食事の世話などの家事援助を行うものです。
■ 訪問入浴介護 ◇ 介護予防 訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。
■ 訪問看護 ◇ 介護予防 訪問看護	看護師などが住居を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものです。
■ 訪問リハビリテーション ◇ 介護予防 訪問リハビリテーション	理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などが居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うものです。
■ 居宅療養管理指導 ◇ 介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。
■ 通所介護（デイサービス） ◇ 介護予防 通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。
■ 通所リハビリテーション（デイケア） ◇ 介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設、病院などに通い、当該施設において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うものです。
■ 短期入所生活介護 ◇ 介護予防 短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。
■ 短期入所療養介護 ◇ 介護予防 短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うものです。
■ 特定施設入居者生活介護 ◇ 介護予防 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している要介護者などについて、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものです。
■ 福祉用具貸与 ◇ 介護予防 福祉用具貸与	福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与を行います。
■ 特定福祉用具販売 ◇ 介護予防 特定福祉用具販売	入浴又は排せつの用に供する福祉用具など（特殊尿器など）の購入費を支給します。
■ 住宅改修費の支給 ◇ 介護予防 住宅改修費の支給	住宅改修（手すりの取り付け、段差解消など）についての費用の支給を行います。
■ 居宅介護支援（ケアプラン） ◇ 介護予防支援	居宅で介護を受ける者の心身の状況、希望などを踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用などに関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関などとの連絡調整などを行うものです。

介護予防給付

介護予防居宅サービス 「給付費」 計画と実績

(単位：円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防 訪問介護	計 画 値	2,870,089	2,870,089	2,870,089
	実 績 値	3,957,202	4,181,375	5,515,000
	計画対給付実績	137.9%	145.7%	192.2%
介護予防 訪問入浴介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	-	-	-
介護予防 訪問看護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	265,004	253,000
	計画対給付実績	-	-	-
介護予防 訪問リハビリ テーション	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	-	-	-
介護予防 居宅療養 管理指導	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	8,748	9,396	8,9000
	計画対給付実績	-	-	-
介護予防 通所介護	計 画 値	7,942,648	7,942,648	8,450,211
	実 績 値	8,543,965	9,362,012	9,600,000
	計画対給付実績	107.6%	117.9%	113.6%
介護予防 通所リハビリ テーション	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	-	-	-
介護予防 短期入所 生活介護	計 画 値	42,557	42,557	42,557
	実 績 値	250,344	1,127,721	948,000
	計画対給付実績	588.3%	2649.9%	2227.6%
介護予防 短期入所 療養介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	16,886	121,651	142,000
	計画対給付実績	-	-	-

(単位：円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防 特定施設 入居者生活介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	87,354	113,484	0
	計画対給付実績	-	-	-
介護予防 福祉用具貸与	計 画 値	704,959	770,537	836,114
	実 績 値	708,300	1,022,850	1,051,000
	計画対給付実績	100.5%	132.7%	125.7%
特定介護予防 福祉用具販売	計 画 値	48,965	48,965	48,965
	実 績 値	143,150	157,837	317,000
	計画対給付実績	292.4%	322.3%	647.4%
介護予防 住宅改修	計 画 値	383,988	383,988	383,988
	実 績 値	197,512	481,075	673,000
	計画対給付実績	51.4%	125.3%	175.3%
介護予防支援	計 画 値	1,394,068	1,408,869	1,423,671
	実 績 値	2,003,365	2,431,935	3,300,000
	計画対給付実績	143.7%	172.6%	231.8%

(※平成26年度は実績見込み)

※計画対給付実績は、計画値が0または実績値が0の場合は「-」で表示している。

<評価>

要支援1、2の人が対象となる予防給付の全てのサービスについて計画値を上回っています。

これは、介護保険制度の定着とそれによる高齢者本人をはじめ、病院や家族、近隣関係者など、地域の全般的な意識の変化が早期からの介護申請につながり、結果、介護予防サービスの利用者が増加し、サービスの利用量も増加、計画値を上回ったと考えられます。

介護給付

居宅介護サービス 「給付費」計画と実績

(単位：円、%)

		平成24年	平成25年	平成26年
訪問介護	計 画 値	44,853,815	45,745,422	46,798,703
	実 績 値	39,240,503	33,696,007	29,694,000
	計画対給付実績	87.5%	73.7%	63.5%
訪問入浴介護	計 画 値	7,615,232	8,006,793	8,461,589
	実 績 値	5,236,346	8,979,243	9,411,000
	計画対給付実績	68.8%	112.1%	111.2%
訪問看護	計 画 値	944,731	1,417,097	1,889,462
	実 績 値	105,930	402,046	2,280,000
	計画対給付実績	11.2%	28.4%	120.7%
訪問リハビリ テーション	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	-	-	-
居宅療養 管理指導	計 画 値	557,410	612,058	741,027
	実 績 値	494,172	508,995	725,000
	計画対給付実績	88.7%	83.2%	97.8%
通所介護	計 画 値	186,587,156	188,394,418	189,136,817
	実 績 値	188,865,902	207,751,039	209,086,000
	計画対給付実績	101.2%	110.3%	110.5%
通所リハビリ テーション	計 画 値	1,656,960	1,709,958	1,754,057
	実 績 値	1,266,230	1,379,653	1,101,000
	計画対給付実績	76.4%	80.7%	62.8%
短期入所 生活介護	計 画 値	70,292,613	71,590,317	72,459,809
	実 績 値	76,050,165	72,685,290	70,949,000
	計画対給付実績	108.2%	101.5%	97.9%
短期入所 療養介護	計 画 値	688,784	688,784	688,784
	実 績 値	388,036	646,330	534,000
	計画対給付実績	56.3%	93.8%	77.5%

(単位：円、%)

		平成24年	平成25年	平成26年
特定施設入居者 生活介護	計 画 値	10,065,988	10,065,988	10,065,988
	実 績 値	7,725,018	12,262,394	13,898,000
	計画対給付実績	76.7%	121.8%	138.1%
福祉用具貸与	計 画 値	31,434,438	32,719,125	34,913,653
	実 績 値	29,976,840	31,257,297	31,676,000
	計画対給付実績	95.4%	95.5%	90.7%
特定福祉用具 販売	計 画 値	1,477,376	1,477,376	1,477,376
	実 績 値	1,518,067	1,598,204	1,806,000
	計画対給付実績	102.8%	108.2%	122.2%
住宅改修	計 画 値	2,989,246	2,989,246	2,989,246
	実 績 値	3,036,092	1,588,055	2,140,000
	計画対給付実績	101.6%	53.1%	71.6%
居宅介護支援	計 画 値	38,281,076	39,015,092	39,749,108
	実 績 値	39,753,269	41,542,348	45,256,000
	計画対給付実績	103.8%	106.5%	113.9%

(※平成26年度は実績見込み)

※計画対給付実績は、計画値が0または実績値が0の場合は「-」で表示している。

<評価>

要介護1～5の人が対象となる介護給付について平成26年度では、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定入所者生活介護、特定福祉用具販売、居宅介護支援で計画値を上回っています。

在宅での介護を希望する利用者、家族が多くみられます。また、生活様式の多様化により、通所介護の利用が計画値を上回っていると考えられます。

第2節 施設サービス

サービス名	内 容
■介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
■介護老人保健施設 (老人保健施設)	入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。
■ 介護療養型医療施設	病状は安定しているものの、長期間に渡り療養が必要な入所者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練などを提供します。平成24年3月を目処に廃止されることとなっていましたが、法改正により6年間の廃止猶予となりました。

施設サービス 「給付費」計画と実績

(単位：円、%)

		平成24年	平成25年	平成26年
介護老人福祉施設	計 画 値	280,708,081	280,708,081	280,708,081
	実 績 値	281,218,712	275,650,143	285,798,000
	計画対給付実績	100.2%	98.2%	101.8%
介護老人保健施設	計 画 値	136,083,270	139,500,740	139,500,740
	実 績 値	141,900,155	156,706,632	161,708,000
	計画対給付実績	104.3%	112.3%	115.9%
介護療養型医療施設	計 画 値	31,461,774	31,461,774	31,461,774
	実 績 値	22,688,859	13,236,226	5,932,000
	計画対給付実績	72.1%	42.1%	18.9%

(※平成26年度は実績見込み)

<評価>

介護老人保健施設では、3年間ともに計画値を上回っています。

第3節 地域密着型サービス

※サービス名■は介護給付（要介護度1～5対象）、◇は予防給付（要支援1、2対象）、△は予防給付（要支援2対象）です。

サービス名	内容
■ 認知症対応型通所介護 ◇ 介護予防 認知症対応型通所介護	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である者について、デイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。
■ 小規模多機能型居宅介護 ◇ 介護予防 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。利用者は、1箇所の小規模多機能居宅介護事業者に限って登録を行うことが可能です。
■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） △ 介護予防 認知症対応型共同生活介護	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。
■ 夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29名以下で入所者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。
■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

地域密着型介護予防サービス 「給付費」計画と実績 (単位：円、%)

		平成24年	平成25年	平成26年
介護予防 小規模多機能 居宅介護	計 画 値	5,044,948	5,044,948	5,044,948
	実 績 値	2,668,725	2,073,542	2,880,000
	計画対給付実績	52.9%	41.1%	57.1%

<評価>

地域密着型の介護予防サービスでは、唯一、小規模多機能居宅介護のサービス提供があり、計画値の約半分の給付費で推移しました。その他の介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供は無いため、給付実績もありませんでした。

介護給付

地域密着型サービス 「給付費」計画と実績

(単位：円、%)

		平成24年	平成25年	平成26年
夜間対応型 訪問介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	0	0	0
認知症対応型 通所介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	計 画 値	94,611,529	94,611,529	94,611,529
	実 績 値	96,743,725	97,171,778	93,889,000
	計画対給付実績	102.3%	102.7%	99.2%
認知症対応型 共同生活介護	計 画 値	0	0	17,447,138
	実 績 値	0	0	22,466,000
	計画対給付実績			128.8%
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	計 画 値	0	0	0
	実 績 値	0	0	0
	計画対給付実績	0	0	0

(※平成26年度は実績見込み)

<評価>

川根本町で提供しているサービスは、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護です。認知症対応型共同生活介護については、平成26年度よりサービスの提供が開始されました。認知症対応型通所介護については、サービス提供事業所がサービス提供を廃止したため、サービス提供事業所が無いという状況です。小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護は、今後もニーズの高いサービスだといえます。

第3章 介護サービスの見込み量

第1節 介護予防サービス・居宅介護サービス

介護予防サービス

		実績		見込み	推計		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護予防訪問介護	年間延人数	168	180	240	240	240	48
介護予防訪問入浴介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年間延回数	0	36	60	72	72	72
介護予防訪問リハビリテーション	年間延回数	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	年間延人数	0	12	24	36	36	36
介護予防通所介護	年間延人数	240	276	300	300	304	56
介護予防通所リハビリテーション	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	年間延日数	48	204	180	122	162	138
介護予防短期入所療養介護	年間延日数	0	24	24	23	23	23
介護予防特定施設入居者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年間延人数	132	204	228	228	240	252
介護予防特定福祉用具販売	年間延人数	24	24	12	36	36	36
介護予防住宅改修	年間延人数	24	24	12	36	36	36
介護予防支援	年間延件数	456	552	504	732	768	804

※24年度、25年度は確定給付統計からの実績。

※26年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

<見込み量確保のための方策>

- ・ 介護予防サービスの見込み量に対して不足なくサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促します。
- ・ 事業所指定権限のある県との連携及び川根本町内で提供できないサービスを提供している近隣市町とサービスの相互利用に向けて連携していきます。
- ・ サービス提供事業所や地域包括支援センターとの協議をつうじて、一人ひとりに合ったケアプランの作成、サービス利用を促します。
- ・ 事業者に対して、町内で提供されている各サービスの事業実績や参入の動向など情報提供に努めます。

介護サービス

		実績		見込み	推計		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問介護	年間延人数	744	660	684	624	600	552
訪問入浴介護	年間延回数	456	768	936	926	770	607
訪問看護	年間延回数	12	36	600	296	413	446
訪問リハビリテーション	年間延回数	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	年間延人数	36	48	48	108	96	108
通所介護	年間延人数	2,160	2,232	2,076	2,136	2,148	2,232
通所リハビリテーション	年間延人数	12	12	12	12	12	12
短期入所生活介護	年間延日数	8,832	8,484	8,532	8,413	7,872	7,532
短期入所療養介護	年間延日数	72	120	48	43	44	44
特定施設入居者生活介護	月平均人数	3	6	6	5	5	5
福祉用具貸与	年間延人数	1,884	1,896	1,848	1,884	1,884	1,944
特定福祉用具販売	年間延人数	12	12	60	60	48	36
住宅改修	年間延人数	60	48	24	48	48	48
居宅介護支援	年間延件数	2,916	2,976	2,952	3,132	3,156	3,540

※24年度、25年度は確定給付統計からの実績。

※26年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

<見込み量確保のための方策>

- ・ 介護サービスの見込み量に対して、不足なくサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促します。
- ・ 第6期計画で新規で見込んでいるサービスについて、町内でサービス提供ができるよう、サービス提供事業者や関係機関と連携し実施していきます。
- ・ 事業所指定権限のある県との連携及び川根本町内で提供できないサービスを提供している近隣市町とサービスの相互利用に向けて連携していきます。
- ・ 事業所等のケアマネジャーとの協議をつうじて、一人ひとりに合ったケアプランの作成、サービス利用を促します。
- ・ 事業者に対して、町内で提供されている各サービスの事業実績や参入の動向など情報提供に努めます。

第2節 施設サービス

(月平均人数)

		実績		見込み	推計		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護老人福祉施設	非転換分	93	93	96	99	119	138
	介護療養からの転換分	-	-	-	0	0	0
介護老人保健施設	非転換分	44	48	49	57	61	65
	介護療養からの転換分	-	-	-	0	0	0
介護療養型医療施設	非転換分	6	4	2	2	2	2
	介護療養からの転換分	-	-	-	0	0	0
医療療養病床からの転換分		-	-	-	0	0	0

※24年度、25年度は確定給付統計からの実績。

※26年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

	27年度	28年度	29年度
施設利用者数	158	182	205
うち要介護4・5	101	116	131
うち要介護4・5の割合	63.9	63.7	63.9

※施設利用者数には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人数を含む。

＜見込み量確保のための方策＞

- ・ 事業者指定権限のある県やサービス相互利用している近隣市町と連携していきます。
- ・ 待機者数等の情報収集に努めます。
- ・ 介護老人福祉施設について、平成28年度中の30床の増床を進めます。

第3節 地域密着型サービス

		実績		見込み	推計		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	年間延人数	528	528	576	576	540	576
認知症対応型共同生活介護	月平均人数	0	0	9	9	18	18
	必要利用定員総数	-	-	9	9	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	年間延人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護(仮称)	年間延人数					240	252
地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス							
介護予防 認知症対応型通所介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	年間延人数	48	36	24	48	48	48
介護予防 認知症対応型共同生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0

※23年度、24年度は確定給付統計からの実績。

※26年度以降の見込み、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

<見込み量確保のための方策>

- ・ 地域密着型サービスの見込み量に対して、不足なくサービスが提供できるよう、広く事業所の積極的な参入を促します。
- ・ 事業者のサービス提供においては、利用者やその家族が関与できる公平・公正で透明な仕組みを構築し、サービスの質の向上を促進します。
- ・ 認知症対応型共同生活介護サービスについて、平成28年度中の1ユニット1施設の増設を進めます。

第4章 地域支援事業の評価と目標

第1節 地域支援事業の体系

▶地域支援事業の体系

要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメントを強化する観点から、「地域支援事業」を実施していきます。

また介護保険制度の改正により、平成29年度までに介護予防給付のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が、地域支援事業として新たな総合事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）に移行します。

地 域 支 援 事 業

<介護予防事業>

○二次予防事業

二次予防事業の対象者把握事業

通所型介護予防事業

- ・通所型運動機能向上指導
- ・通所型口腔機能向上指導

訪問型介護予防事業

- ・訪問型栄養改善
- ・うつ・閉じこもり予防

二次予防事業評価事業

○一次予防事業

介護予防普及啓発事業

- ・介護予防パンフレットの配布
- ・介護予防講演会の実施
- ・各種介護予防教室の実施

地域介護予防活動支援事業

- ・いきいきサロン活動支援
- ・地域ボランティア活動支援
- ・ボランティア研修の実施
- ・話相手ボランティアの養成
- ・認知症サポーター養成講座

一次予防事業評価事業

<包括的支援事業>

地域包括支援センター（直営1ヶ所）

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談・支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業

<任意事業>

介護給付等費用適正化事業

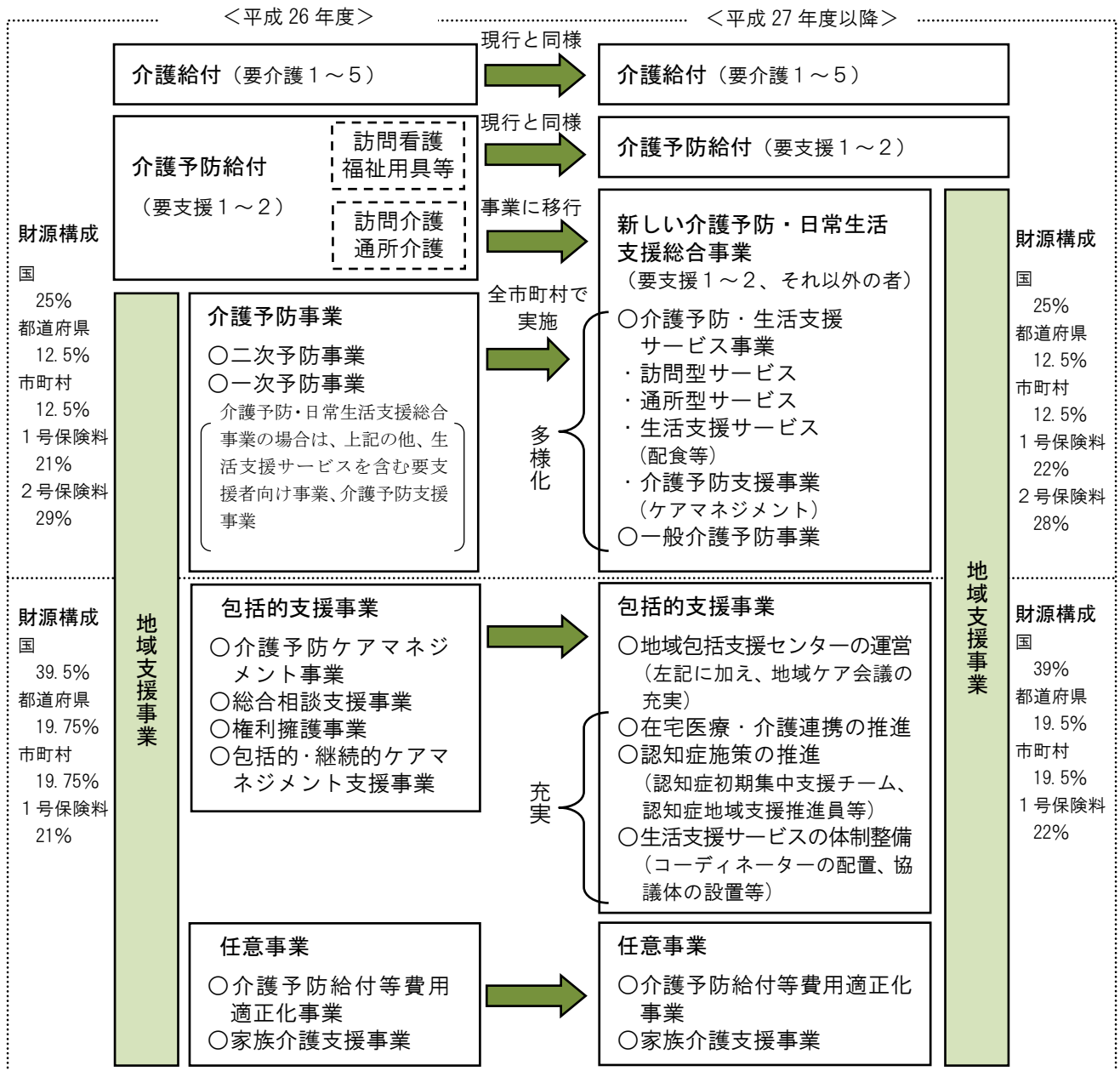
- ・町内介護（介護予防）サービス事業者等担当者会議及び研修会
- ・住民向け制度周知のための広報
- ・介護給付費適正化のための通知
- ・介護サービス利用に関する聞き取り調査の実施

家族介護支援事業

- ・介護者のつどい
- ・家族介護教室
- ・家族介護慰労事業
- ・福祉介護手当支給事業
- ・認知症高齢者見守り事業

その他の事業

- ・成年後見制度利用支援事業



※ 川根本町では、介護予防訪問介護・介護予防通所介護について、平成28年度から地域支援事業に移行します。

▶地域包括支援センターについて

川根本町では、平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に推進してきました。これにより、地域包括支援センターに対する地域の理解が深まり、認知度も高まってきています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う「地域包括ケア」の実現のために、その中心的な役割を果たすべく、さらなる業務の改善・職員の質の向上に努めます。

◆◆ 地域包括支援センターの主な4つの機能 ◆◆

1) 介護予防ケアマネジメント

要介護状態となることを予防するため、心身の状況、環境、その他の状況に応じて、対象となる人が自らの選択に基づき、「介護予防サービス」が実施されるようサービス利用計画の作成を行い、予防給付と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し介護予防を図ります。

2) 総合相談・支援

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行います。相談内容に応じて、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう援助します。

3) 権利擁護

高齢者に対する虐待の防止や消費者被害の防止、成年後見制度の活用など、高齢者等の権利を擁護するための事業を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等と連携し、個々の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援するため、次の業務にあたります。

● 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

● 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の情報交換等を行う場を設定し、介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。

● 日常的個別指導・相談

居宅・施設サービス計画の作成支援や、サービス担当者会議をつうじ、専門的な個別指導、相談援助を行います。

● 支援困難事例等への指導・助言

支援困難事例に対し、関係機関との連携のもと具体的な支援方針を検討、助言指導を行います。

第2節 介護予防事業 — 二次予防事業対象者施策 —

▶二次予防事業の対象者把握事業

◆事業概要

健診希望調査時に、65歳以上の高齢者に対して行う基本チェックリストや、医療機関や民生委員・児童委員等からの情報提供、地域包括支援センターの訪問等により把握した二次予防事業対象者（要介護状態となるリスクの高い65歳以上の人）の情報を集約することにより、早期発見・早期対応に努め、それぞれに適切な介護予防サービスが提供されるよう努めます。

◆現状と評価

二次予防事業対象者として把握されても、介護予防の必要性の自覚がなく、介護予防サービス利用に至らないケースが多くなっています。運動機能低下の対象者はやや関心が高く、個別指導へとつながっていますが、口腔機能低下と低栄養の対象者は、「そのようなことで寝たきりにはならないだろう」と指導を受けない方が多い状況です。介護予防は、運動機能ばかりではなく口腔機能向上と栄養バランスのとれた食生活が不可欠であることを啓発していく必要があります。

◆今後の展開

高齢者が自分自身の心身の状況と介護予防の必要性を確認するため「基本チェックリスト」の活用を啓発し、自ら積極的に介護予防に取り組むよう支援していきます。

平成28年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始しますが、二次予防事業の対象者把握事業は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業でも取り組んでいきます。

▶通所型介護予防事業

◆事業概要

二次予防事業の対象者把握事業により対象となった高齢者に対し、介護や支援を要する状態になる事を予防し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うため「運動器の機能向上」及び「口腔機能の向上」「閉じこもり予防」などの介護予防事業を実施します。この事業は、地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき実施されます。平成28年度から通所型介護予防事業は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施していきます。

1) 通所型運動機能向上指導

◆事業概要

65歳以上の高齢者に対して行う基本チェックリストにより「介護予防のため運動が必要な方」と判定された方に対し、地区公民館等において月1回、個別指導を行い、自宅で行う運動プログラムを提供し、6カ月間指導し評価を行います。

◆現状と評価

針灸マッサージ師を講師として行う運動教室を実施しています。年間30人前後の方が参加し、約60%の人に改善効果や機能維持効果がみられています。

◆今後の展開

一次予防の段階から運動の必要性を啓発し、対象者への参加を呼びかけ、今後も一人でも多くの人に参加いただけるよう内容を充実していきます。

2) 通所型口腔機能向上指導

◆事業概要

65歳以上の高齢者に対して行う基本チェックリストにより該当となった「介護予防のため、歯や舌の動きの改善が必要な方」に対し、地区公民館等において歯科衛生士が指導を行います。

◆現状と評価

口腔機能向上指導は、年間35人前後の方が参加し、約90%の方に改善効果や機能維持効果がみられています。歯科衛生士により、歯磨き、入れ歯の手入れ、噛みあわせの指導をはじめ、必要に応じ歯科受診を勧めています。

◆今後の展開

口の中を診てもらうことへの抵抗感から、参加をためらう対象者も多いので、口腔機能の向上が介護予防に大きく影響することを啓発し、参加を促し、事業継続していきます。

▶訪問型介護予防事業

◆事業概要

二次予防事業の対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知症、低栄養のおそれのある高齢者を対象に保健師等がその方の自宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談や指導を実施していきます。

この事業は、地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき実施されます。

平成28年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始しますが、訪問型介護予防事業はその新事業でも実施していきます。

1) 訪問型栄養改善

◆事業概要

通所で栄養指導を受けるのが困難な二次予防事業の対象者に対し、訪問により栄養改善の指導を行います。

◆現状と評価

川根本町では、低栄養として栄養改善が必要とされる人は少なくなっています。栄養士が訪問し個別指導することにより、食生活が改善され低栄養が改善されてきています。

◆今後の展開

対象者は多くありませんが、低栄養により筋力が衰え、運動機能の低下をはじめ、転倒するリスクも高くなるため、今後も個別訪問による指導を継続していきます。

2) うつ・閉じこもり予防

◆事業概要

二次予防事業の対象者であって、特にうつ、閉じこもり予防の対象となる高齢者を対象に、地域包括支援センター職員がその自宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談や指導を実施していきます。

◆現状と評価

平成25年度では、基本チェックリストにより、うつ、閉じこもり予防の対象となった高齢者約600人にパンフレット等を送付しました。

◆今後の展開

今後、基本チェックリストをもとに、地域包括支援センター職員による定期訪問の中で、必要な相談や指導を実施していきます。

▶二次予防事業評価事業

◆事業概要

二次予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値（介護予防事業の効果による要介護認定者数）に照らした達成状況の検証をつうじ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に事業の実施方法の改善を図るものです。平成28年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施しますが、二次予防事業評価事業はその新事業でも実施していきます。

◆現状と評価

要介護認定者数は、第5期計画策定時の3年前と比べ約100人増え、600人前後で推移しています。また介護度別にみると、平成23年度の推計値と比べ要介護5の認定者数は約80%の人数の75人前後ですが、要介護1は約25%多い150人前後、要支援1については、推計値の倍以上の55人前後の認定者数となっています。その他の介護度については、ほぼ推計値通りの人数です。

この軽度の介護度の認定者数が増えている理由として介護保険制度が定着し、申請される方が増えたことと、サービスの利用により重度化が抑制されている2点が考えられます。

◆今後の展開

予防効果の高い事業とするため、今後も事業評価による実施方法の検討をしていきます。

第3節 介護予防事業 — 一次予防事業対象者施策 —

一次予防事業対象者に対する介護予防事業は、高齢者が日々の生活の中で自主的・主体的に介護予防に取り組むことを目的とし、介護予防の普及・啓発や地域における自発的な活動の育成や支援に取り組めます。

地域包括支援センターが町の集会所を巡回して行う介護予防教室の実施や、町社会福祉協議会によるいきいきサロンの活動支援、また介護予防に取り組むボランティアの活動支援を進めていきます。また平成28年度から、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。

▶介護予防普及啓発事業

◆事業概要

介護予防普及啓発事業は、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、介護予防講習会の実施、また地区公民館等で行われる介護予防教室やいきいきサロン等に出向いての出前講習会等を実施するものです。

【主な事業】

- ・介護予防パンフレットの配布
- ・介護予防講演会の実施
- ・各種介護予防教室の実施

◆現状と評価

地域包括支援センターが全地区を年2回巡回し、B&G海洋センターの協力による転倒予防教室と認知症予防教室を行っているほか、栄養士による地区栄養講習会、保健師による介護予防のための健康づくり講話、歯科衛生士によるお口のケアの介護予防講話、体操指導など、地域に出向いての事業を充実させたことにより、高齢者の介護予防に対する意識が高まっています。

◆今後の展開

アンケートにより「毎年実施してほしい」との声が多く寄せられているものの、限られた職員体制で実施するため、今後は「複合型（認知症予防と口腔ケア）教室」の実施など、実施方法について検討していきます。

▶地域介護予防活動支援事業

◆事業概要

地域介護予防活動支援事業は、介護予防事業に携わる地域のボランティア人材を養成していくための事業です。

【主な事業】

- ・いきいきサロン活動支援
- ・地域ボランティア活動支援
- ・ボランティア研修の実施
- ・話相手ボランティアの養成
- ・認知症サポーター養成講座

◆現状と評価

各地区とも定期的にいきいきサロンを実施することで、地域に活気が出てきました。サロン実施日にあわせて介護予防や健康づくりの情報を提供することで、サロン運営スタッフのスキルも向上しています。

◆今後の展開

町全体の介護予防のみならず、生きがいづくり、健康づくりを図るために大きな力になると考えられます。町社会福祉協議会と連携し、話相手ボランティアの養成や認知症サポーター養成講座を開催し、インフォーマルな支援体制の構築を推進していきます。

▶一次予防事業評価事業

◆事業概要

一次予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行う、活動的な高齢者を対象とした事業の内容や実施過程を中心とした評価を、年度ごとに実施するものです。

◆現状と評価

毎年、事業実施計画書、事業終了後に実施報告書を作成する中で事業評価を行っています。平成20年以前9～10%であった要支援者は、平成25年以降15%を超えるようになっています。これは、介護保険制度の定着が主な理由と考えられます。今後も効果的な事業を推進していくために、評価と見直しを続けていきます。

◆今後の展開

今後も、一次予防事業の評価を実施し、より効果的な介護予防事業を推進していきます。

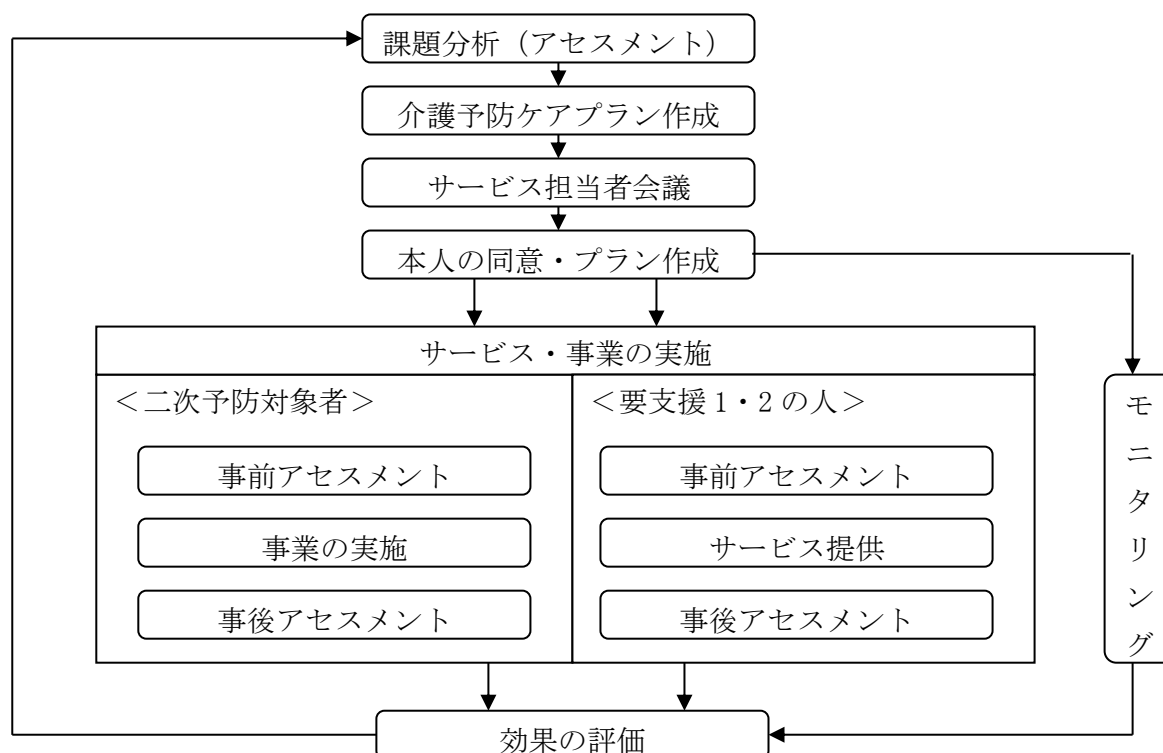
第4節 包括的支援事業

地域包括支援センターが包括的に取り組む業務として以下の事業があげられます。

▶介護予防ケアマネジメント事業

◆事業概要

二次予防事業対象者が要介護状態になることをできる限り予防するために、心身の状況、環境その他の状況に応じて、自立性の向上を見込めるケアプラン（計画）を作成しサービス利用効果を分析、評価する総合的なマネジメントを行います。



※地域包括支援センターでは、二次予防事業対象者に対するマネジメントだけでなく、指定介護予防支援事業として、介護保険で要支援1・2の認定を受けた方々に対し、予防給付に関するマネジメント業務もあわせて実施します。

◆現状と評価

要支援1・2の方では、介護予防サービスの利用により、自立した生活を維持している方が増えてきました。病気等でやむをえず要介護状態となってしまった方もありますが、早期から適切なサービスを利用することで、良い状態を維持している方が多くなっています。

◆今後の展開

今後も二次予防事業対象者、要支援状態の人が、身体機能を良好に保ち、自立した生活を維持できるように支援しています。

▶総合相談・支援事業

◆事業概要

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をおくることができるよう、高齢者やその家族からの各種相談に対して、関係機関との連携により、介護保険サービスにとどまらない多方面からの支援を可能にしていきます。

【主な事業】

- ・ネットワークをつうじた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ・サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）

◆現状と評価

平成25年度における相談件数は2,008件で、平成22年度の1.4倍以上となっており、地域包括支援センターが高齢者やその関係者には周知されてきています。相談者の男女別比率は1：3で女性が多く、地区別では遠隔地の相談が少ない傾向にあります。

◆今後の展開

相談件数が増えたばかりではなく、相談内容も多様化・複雑化しているため、それに対応できるように職員のスキルアップや関係機関とのネットワークの構築が必要です。

▶権利擁護事業

◆事業概要

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用など、関係機関との連携により、高齢者の権利を擁護します。

【主な事業】

- ・高齢者やその家族からの権利擁護の相談受付、及び対応
- ・地域における様々な関係者とのネットワーク構築

◆現状と評価

平成22年度に虐待対応マニュアルを作成し、関係機関に配布しました。高齢者虐待への対応は平成24年度で8件、平成25年度5件とほぼ横ばいで推移しています。件数は多くないものの楽観視できない状況です。

また、講演会の開催やパンフレット等の配布による周知により、成年後見制度を身近なものとして考える方が少しずつ増え、町支援により申立てに結びつくケースも出てきています。

◆今後の展開

権利を守るツールとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、困難ケースについては、検討会を重ね、権利侵害（虐待など）の問題に対応していくため、関係機関のネットワークを広げていく必要があります。

▶包括的・継続的ケアマネジメント事業

◆事業概要

主治医・ケアマネジャーなどとの“多職種協働”や、ケアマネジメントの後方支援及び医療機関、ボランティア、その他の関係施設等、地域の社会資源を活用した包括的・継続的ケア体制の構築等を行います。

【主な事業】

- ・ケアマネジャーを対象とした研修会の開催
- ・困難ケースの対応についての指導・助言
- ・地域関係者とのネットワークの構築
- ・地域社会資源の情報提供

◆現状と評価

高齢者サービス担当者会議と介護支援専門員会議をそれぞれ月1回行うことにより、ネットワーク体制は拡充されてきました。困難ケースについては、事例検討会を行っています。

◆今後の展開

今後も地域包括支援センターを中心に、①関係機関との連携体制構築、②介護支援専門員同士のネットワーク構築、③介護支援専門員の実践力向上、を目指していきます。

第5節 任意事業

高齢者やその家族を支えるための支援、介護給付費の適正化を図るための事業等を「任意事業」として実施します。

▶介護給付等費用適正化事業

◆事業概要

介護給付等費用適正化事業は、適切なサービスが提供されているかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、介護給付費の適正化を図るものです。

【主な事業】

- ・町内介護（介護予防）サービス事業者等担当者会議及び研修会
- ・住民向け制度周知のための広報
- ・介護給付費適正化のための通知
- ・介護サービス利用に関する聞き取り調査の実施

◆現状と評価

介護サービス事業者には、高齢者サービス担当者会議等をつうじて情報提供し、各事業所の提供しているサービスが介護保険法に沿ったものか常に確認を促しています。住宅改修等の申請ではその必要性について詳細な説明を求め、適正な根拠あるサービス提供ができるよう支援・指導しています。また、介護サービス利用者には、年2回、介護給付通知を送付し、自分の利用した介護サービスの内容が確認できるようにしています。これらの取り組みにより、介護給付費は適正に行われていると考えていますが、ケアプランチェックなどの取り組みは、実地指導時のみであるため、その頻度を増やす必要があります。

◆今後の展開

これからも、高齢者に適切なサービスが提供できる環境を整備するとともに、介護（予防）給付の適正化に努めていきます。

▶家族介護支援事業

◆事業概要

家族介護者の心身両面への支援を行います。また、在宅介護を支援する施策の充実を図ります。

【主な事業】

- ・介護者のつどい
- ・家族介護教室
- ・家族介護慰労事業
- ・福祉介護手当支給事業
- ・認知症高齢者見守り事業

◆現状と評価

介護者のつどい、ゆうゆう介護教室等を通して、介護者同志のネットワークが広がり、介護者の孤立感や負担感を和らげ、介護者が休養のとれる環境がつけられるようリフレッシュの機会を設けました。

◆今後の展開

今後も、サービス提供事業所やケアマネジャーと連携して、忙しい介護者にも多く参加してもらえる事業を進めていきます。

▶その他の事業

◆事業概要

低所得者の高齢者に係る成年後見制度の町長申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成等の事業を行います。

【主な事業】

- ・成年後見制度利用支援事業

◆現状と評価

成年後見制度を利用したい人に対し支援はしていますが、本事業の利用はありませんでした。

◆今後の展開

要介護認定者の60%が認知症高齢者といわれる中、川根本町においても認知症高齢者の増加が見込まれるため、引き続き事業を継続していきます。

第6節 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・施策を充実していきます。多様な主体により、サービスを重層的に提供していきます。

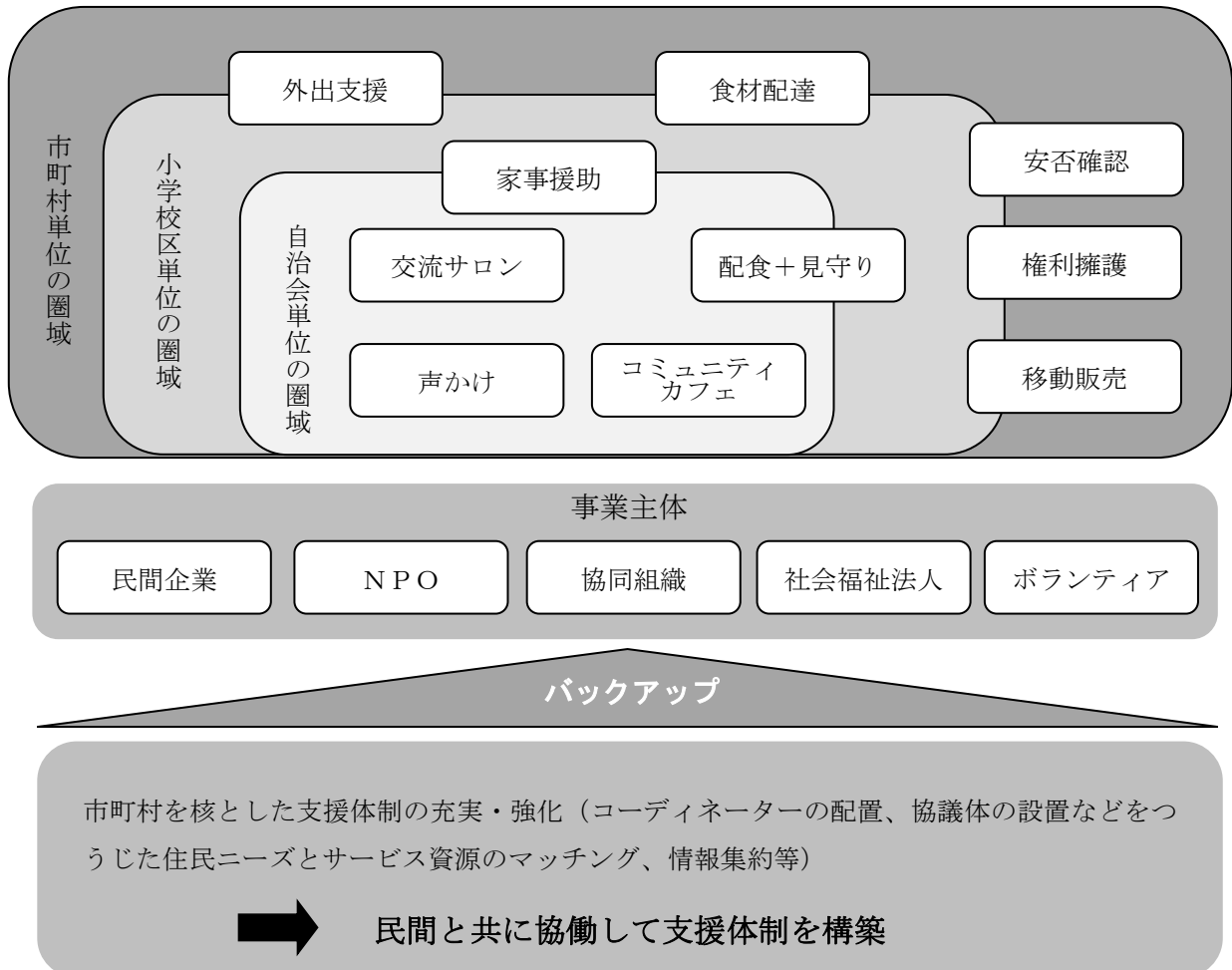
▶新しい介護予防・日常生活支援総合事業の考え方

◆多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

高齢者の住宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

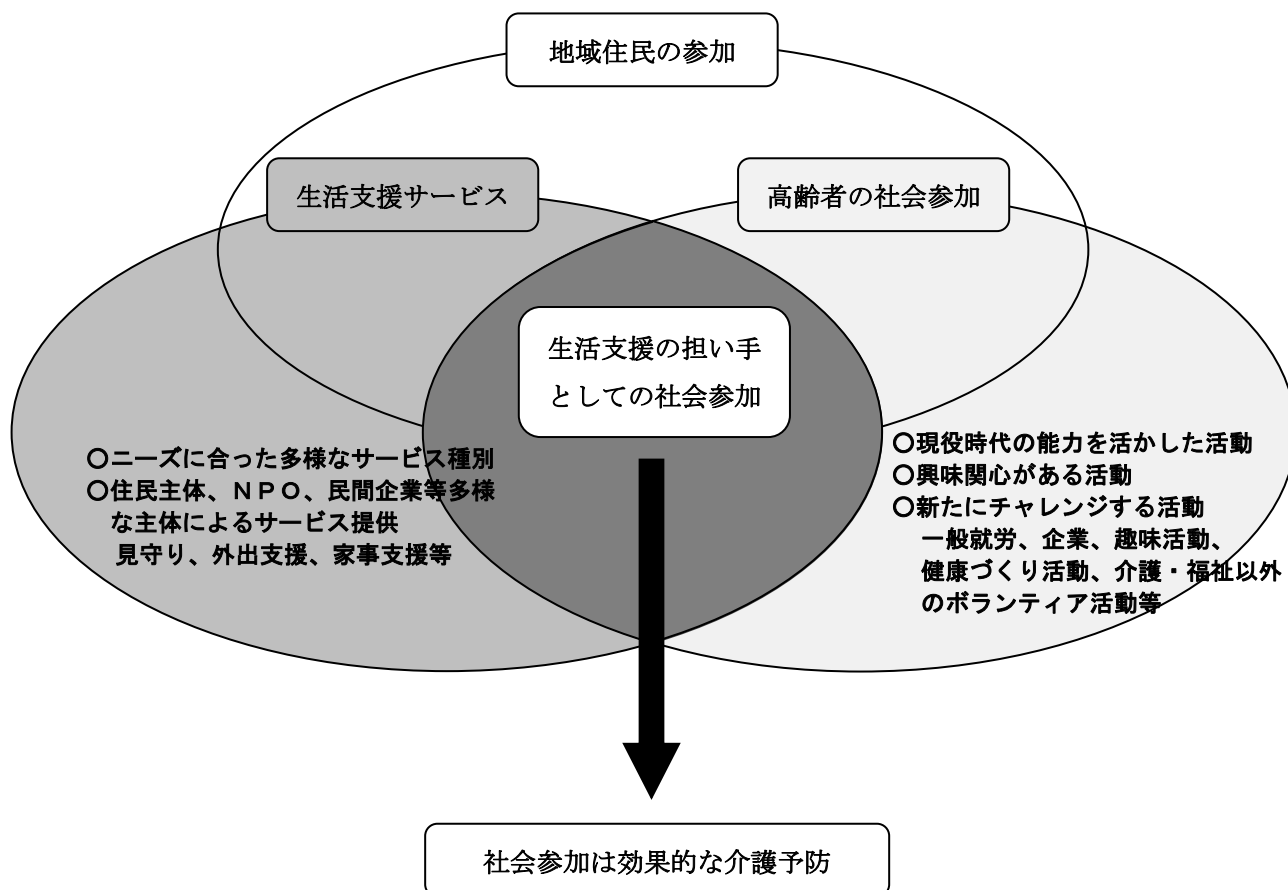
- ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取り組みを全国展開
- ▶ 「生涯現役コーディネーター（仮称）」の配置や協議体の設置等に対する支援

生活支援サービス提供のイメージ



◆生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要。
- 多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を一層進めることをつうじて、**元気な高齢者が生活の担い手として活躍することも期待**される。
このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。



▶新しい介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

平成29年度までに実施される新しい介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの類型は以下のようになっています。

◆介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、特に閉じこもり、うつ、認知症、低栄養のおそれのある高齢者を対象に保健師等がその方の自宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談や指導を実施していきます。

この事業は、地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき実施されます。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6カ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者（例）	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）		

②通所型サービス

要支援者等に対し、介護や支援を要する状態になることを予防し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うため「運動器の機能向上」及び「口腔機能の向上」「閉じこもり予防」などの介護予防事業を実施します。この事業は、地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき実施されます。

基準	現行の 通所介護相当	多様なサービス		
サービス 種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための 機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養 改善等のプログラム
対象者と サービス 提供の 考え方	○既にサービスを利用して おり、サービスの利用 の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利 用が難しいケース ○集中的に生活機能の向 上のトレーニングを行 うことで改善・維持が見 込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様な サービスの利用を促進してい くことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向 けた支援が必要なケース 等 ※3～6カ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）を行います。

④介護予防ケアマネジメント

要介護状態になることをできる限り予防するために、心身の状況、環境その他の状況に応じて、自立性の向上を見込めるケアプラン（計画）を作成しサービス利用効果を分析、評価する総合的なマネジメントを行います。

◆一般介護予防事業

①介護予防把握事業

基本チェックリストや医療機関や民生委員・児童委員等からの情報、地域包括支援センターの情報等から把握した要介護状態となるリスクの高い65歳以上の人の情報を集約することにより、早期発見・早期対応に努め、それぞれに適切な介護予防サービスが提供されるよう努めます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を啓発するため、パンフレットの作成・配布、介護予防講習会の実施、また地区公民館等で行われる介護予防教室やいきいきサロンなどに出向いて出前講習会等を実施します。

③地域介護予防活動支援事業

サロン等の地域における介護予防活動を支援します。

④一般介護予防評価事業

介護保険事業計画において定める目標値に照らした達成状況の検証をつうじ、事業評価を行い、その結果に応じて事業の実施方法の改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職などの関与を促進します。

地域支援事業の見込み量及び事業費

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		3カ年の 合計 費用額 (千円)
	回数・ 件数	事業費 (千円)	回数・ 件数	事業費 (千円)	回数・ 件数	事業費 (千円)	
(1) 二次予防事業							
二次予防事業対象者把握事業	年1回	900	年1回	1,000	年1回	1,000	2,900
通所型介護予防事業	80回	1,858	200回	5,000	360回	8,519	15,377
訪問型介護予防事業	30日	160	260日	1,300	500日	2,500	3,960
二次予防事業評価事業	1回	100	1回	100	1回	100	300
(2) 一次予防事業							
介護予防普及啓発事業		1,600		1,600		1,600	4,800
地域介護予防活動支援事業		2,200		2,200		2,200	6,600
一次予防事業評価事業		100		100		100	300
介護予防事業		6,918		11,300		16,019	34,237
(1) 包括的支援事業		10,519		10,865		11,235	32,619
(2) 任意事業		745		805		855	2,405
介護給付費等費用適正化事業		90		100		100	290
家族介護支援事業		200		250		300	750
家族介護教室							
認知症高齢者見守り事業							
介護用品等の支給		200		250		300	750
介護家族慰労金品の支給							
その他の家族介護支援							
その他の事業		455		455		455	1,365
成年後見制度利用支援事業		455		455		455	1,365
包括的支援事業及び任意事業		11,264		11,670		12,090	35,024
地域支援事業費計		18,182		22,970		28,109	69,261

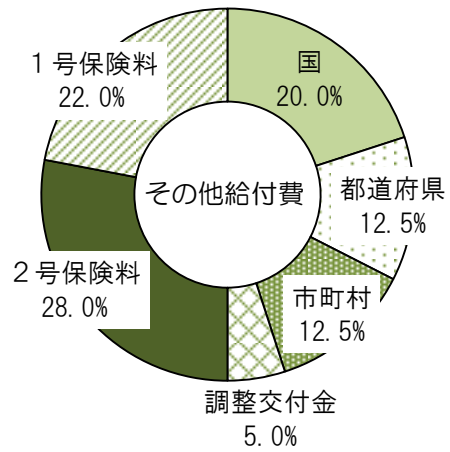
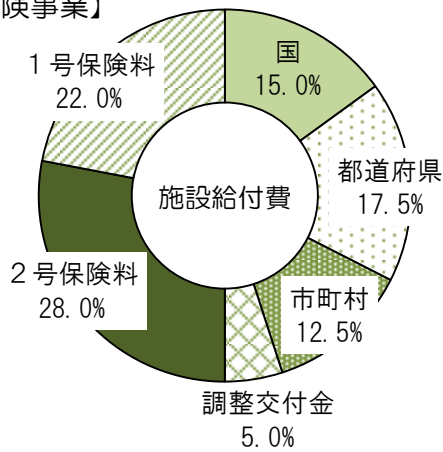
第5章 介護保険事業費の算定

第1節 介護保険事業費

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、「介護給付費」、「予防給付費」、「地域支援事業費」、「財政安定化基金拠出金」、「財政安定化基金償還金」等に必要な費用から構成されています。介護保険事業を運営するための財源は、国、県、市町村の負担金、国の交付金、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）の保険料になります。

第6期計画では、第1号被保険者負担割合が22%となり、第2号被保険者負担割合は28%となりました。

【介護保険事業】



第2節 標準給付費の算定

介護保険施設入所者（短期入所を含む）などの食費・居住費の自己負担軽減のために設けられた「特定入所者介護サービス費等」、1ヵ月の利用料が一定の額を超えた場合に支給される「高額介護サービス費等」、医療保険と介護保険の自己負担分が一定の額を超えた場合に支給される「高額医療合算介護サービス費給付額」、静岡県国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料である「審査支払手数料」を総給付費に加えることで「標準給付費」が算定されます。3年間で約36億3,846万円となります。

●標準給付費（単位：円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費（介護給付費＋ 予防給付費）①	1,051,275,000	1,147,638,632	1,231,778,633	3,430,692,265
一定以上所得者の利用負担の 見直しに伴う財政影響額②	2,780,985	4,420,854	4,566,125	11,767,964
総給付費（①－②）	1,048,494,015	1,143,217,778	1,227,212,508	3,418,924,301

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費	1,048,494,015	1,143,217,778	1,227,212,508	3,418,924,301
特定入所者 介護サービス費等	48,230,833	54,972,634	61,926,510	165,129,977
高額介護サービス費等	15,367,008	15,856,380	16,361,337	47,584,725
高額医療合算 介護サービス費給付額	1,401,175	1,576,286	1,773,280	4,750,741
算定対象 審査支払手数料	659,458	690,441	722,879	2,072,778
標準給付費	1,114,152,489	1,216,313,519	1,307,996,515	3,638,462,522

※算出上の端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

● 予防給付費内訳（単位：円）

（年間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
（１）介護予防サービス			
①介護予防訪問介護 給付費	5,373,000	5,365,000	1,074,000
②介護予防訪問入浴介護 給付費	0	0	0
③介護予防訪問看護 給付費	270,000	269,000	269,000
④介護予防訪問リハビリテーション 給付費	0	0	0
⑤介護予防居宅療養管理指導 給付費	120,000	120,000	120,000
⑥介護予防通所介護 給付費（食費を除く）	9,376,000	9,390,000	1,888,000
⑦介護予防通所リハビリテーション 給付費（食費を除く）	0	0	0
⑧介護予防短期入所生活介護 給付費（食費・滞在費を除く）	988,000	982,000	985,000
⑨介護予防短期入所療養介護 給付費（食費・滞在費を除く）	140,000	140,000	140,000
⑩介護予防特定施設入居者生活介護 給付費	0	0	0
⑪介護予防福祉用具貸与 給付費	1,104,000	1,160,000	1,218,000
⑫特定介護予防福祉用具販売 給付費	333,000	349,000	367,000
（２）地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護 給付費（食費を除く）	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護 給付費	2,827,000	2,827,000	2,824,000
③介護予防認知症対応型共同生活介護 給付費	0	0	0
（３）住宅改修 給付費	706,000	742,000	779,000
（４）介護予防支援 給付費	3,214,000	3,366,000	3,537,000
予防給付費計	24,451,000	24,710,000	13,201,000

●介護給付費内訳（単位：円）

（年間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護			
給付費	30,528,000	32,069,000	33,777,000
②訪問入浴介護			
給付費	9,496,000	9,805,000	10,143,000
③訪問看護			
給付費	2,936,000	3,203,000	3,525,000
④訪問リハビリテーション			
給付費	0	0	0
⑤居宅療養管理指導			
給付費	717,000	722,000	725,000
⑥通所介護			
給付費（食費を除く）	210,588,000	196,460,000	208,299,000
⑦通所リハビリテーション			
給付費（食費を除く）	1,242,000	1,278,000	1,318,000
⑧短期入所生活介護			
給付費（食費・滞在費を除く）	71,057,000	71,750,000	73,226,000
⑨短期入所療養介護			
給付費（食費・滞在費を除く）	635,000	634,000	634,000
⑩特定施設入居者生活介護			
給付費	9,312,000	7,938,000	9,023,000
⑪福祉用具貸与			
給付費	32,649,000	33,629,000	34,637,000
⑫特定福祉用具販売			
給付費	1,896,000	1,991,000	2,091,000
(2) 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
給付費	0	0	0
②夜間対応型訪問介護			
給付費	0	0	0
③認知症対応型通所介護			
給付費（食費を除く）	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護			
給付費	96,500,000	96,939,000	96,812,000
⑤認知症対応型共同生活介護			
給付費	24,508,000	49,016,000	49,016,000
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費（食費・居住費を除く）	0	0	0
⑧複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）			
給付費	0	0	0
⑨地域密着型通所介護（仮称）			
給付費	-	21,829,000	23,144,000

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(3) 住宅改修			
給付費	2,247,000	2,359,000	2,477,000
(4) 居宅介護支援			
給付費	46,523,000	48,819,000	57,153,000
(5) 介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設			
給付費(食費・居住費を除く)	303,905,000	357,149,000	419,814,000
②介護老人保健施設			
給付費(食費・居住費を除く)	175,568,000	180,835,000	186,260,000
③介護療養型医療施設			
給付費(食費・居住費を除く)	6,517,000	6,504,000	6,504,000
④療養病床(医療保険適用)からの転換分			
給付費(食費・居住費を除く)	0	0	0
介護給付費計	1,026,824,000	1,122,929,000	1,218,578,000

第3節 地域支援事業費の算定

地域支援事業費は、先に求めた標準給付費に対する上限の割合が決められています。本町では、この上限を踏まえ、3年間で約6,926万円を見込みます。

●地域支援事業費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費	18,182,000円	22,970,000円	28,109,000円	69,261,000円
保険給付費見込み額に対する割合	1.6%	1.9%	2.1%	1.9%

第4節 保険料収納必要額の算定

保険料収納必要額は、標準給付費と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者の負担割合を乗じた額に、調整交付金相当額を加え、調整交付金見込み額、準備基金取崩額、財政安定化基金取崩額を差し引いた額になります。

以上の計算から、本町では、約6億6,106万円を見込みます。

●保険料収納必要額（単位：円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費	1,114,152,489	1,216,313,519	1,307,996,515	3,638,462,522
地域支援事業費	18,182,000	22,970,000	28,109,000	69,261,000
サービス給付費計	1,132,334,489	1,239,283,519	1,336,105,515	3,707,723,523
第1号被保険者負担率	22.0%	22.0%	22.0%	
第1号被保険者負担分	249,113,588	272,642,374	293,943,213	815,699,175
調整交付金相当額	55,707,624	60,815,676	65,399,826	181,923,126
▲調整交付金見込み額	103,059,000	112,509,000	120,990,000	336,558,000
▲準備基金取崩額				0
▲財政安定化基金取崩額				0
保険料収納必要額				661,064,301

※算出上の端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

第5節 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。本町では、国が示した所得段階を使用し、9段階での保険料基準額に対する割合を設定します。

所得段階	合計所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		27年度	28年度	29年度
第1段階		525人	15.3%	525人	15.3%	518人	15.3%	0.50	0.50	0.50
第2段階		280人	8.2%	280人	8.2%	276人	8.2%	0.75	0.75	0.75
第3段階		258人	7.5%	258人	7.5%	254人	7.5%	0.75	0.75	0.75
第4段階		612人	17.9%	611人	17.9%	603人	17.9%	0.90	0.90	0.90
第5段階		697人	20.3%	696人	20.3%	687人	20.3%	1.00	1.00	1.00
第6段階		497人	14.5%	496人	14.5%	489人	14.5%	1.20	1.20	1.20
第7段階	1,200,000円	290人	8.5%	289人	8.4%	286人	8.5%	1.30	1.30	1.30
第8段階	1,900,000円	167人	4.9%	166人	4.9%	164人	4.9%	1.50	1.50	1.50
第9段階	2,900,000円	101人	2.9%	100人	2.9%	99人	2.9%	1.70	1.70	1.70
計		3,427人	100.0%	3,421人	100.0%	3,376人	100.0%			

所得段階別の加入者数に補正率（基準額に対する割合）を乗じて「所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数」を算出します。実際の第1号被保険者数は3年間で延10,224人と推計されますが、補正後の人数は3年間で延9,870人となります。

保険料収納必要額を保険料収納率で割り、所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で割り、さらに12ヵ月で割ると、基準月額は約5,600円になります。

●基準月額の算定

保険料収納必要額	÷	保険料収納率	÷	第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	÷	月数	÷	基準月額
661,064,301円		99.66%		9,870人		12		5,600円

第6節 所得段階別第1号被保険者の保険料

所得段階別の第1号被保険者の保険料率及び月額保険料は、以下のようになります。

所得段階	所得段階の説明	保険料率
第1段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50 (2,800円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75 (4,200円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	0.75 (4,200円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.90 (5,040円)
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で第4段階以外の人	基準額 (5,600円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20 (6,720円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30 (7,280円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50 (8,400円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の人	1.70 (9,520円)

※ () 内の金額は月額

第4編 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて

第1節 情報提供体制の整備

制度の周知はもちろんのこと、各種サービスを利用しやすく提供するためにも、利用者の立場に立ってサービスの種類、内容等をわかりやすく広報していく必要があります。

また、高齢者だけでなく、高齢者がいる家庭や保険料を支払っている第2号被保険者に対しても、多様な広報媒体で広報・啓発を促進する必要があります。

- ◆介護保険サービス事業者ガイドブックの作成等のほか、保健福祉サービスや介護保険サービスの情報提供の充実に努めます。
- ◆広報、ホームページ、リーフレット等による情報の提供等、提供方法の工夫に努めます。
- ◆一人暮らし高齢者などの情報が伝わりにくい方に対しては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、民生委員・児童委員などの内外関係機関との連携による情報提供体制の整備に努めます。

第2節 相談援助体制の整備

要介護認定の申請手続きについて、介護保険サービスの利用についてなど、利用者の不安解消のためには、様々な事例に対応できる相談窓口の設置が必要です。川根本町では、地域包括支援センターでの相談対応を中心に、関係課、関係機関と連携し総合的な相談支援体制の構築を目指します。

- ◆地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健委員、民生委員・児童委員など関係機関が連携し、保健・福祉・介護の各サービスの有効利用が図れるよう相談援助体制の充実に努めます。
- ◆高齢者総合相談窓口、介護保険相談窓口、介護保険相談員等による苦情の対応やサービス利用における助言、情報提供等の相談援助体制の充実に努めます。
- ◆地域包括支援センターを設置し、住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行います。

●相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
川根本町地域包括支援センター	川根本町上長尾627 川根本町役場福祉課内	0547-56-2225
川根本町役場福祉課長寿介護室	川根本町上長尾627	0547-56-2224
川根本町役場総合支所福祉介護室	川根本町千頭1183-1	0547-58-7071

※平成27年3月現在

第3節 サービス事業者の調整・地域の関係団体との連携

利用者が主体的に自立支援のためのサービスを選択し、またサービスが円滑に提供されるためには、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントとの連携やサービス提供機関との連携が大切です。

- ◆地域包括支援センターを中心にサービス事業者や関係団体との調整など、地域のネットワークを強化していきます。
- ◆近隣市町と連携をもち、円滑な介護保険制度の運営を行います。

第4節 サービス従事者等人材の確保

本計画を推進するためには、保健福祉介護サービスに携わる人材の育成、確保が重要な課題です。

- ◆サービスに携わる専門職の人材の育成、確保に努めます。
- ◆地域支援事業をつうじて、地区サロンの支援や地域のボランティアの養成に努めます。
- ◆定期的にサービス提供者やボランティアに対する研修会を開催し、サービスの質の向上に努めます。

第5節 介護給付の適正化事業

増え続ける介護保険サービスに係る給付費を抑制するためには、必要な人に必要なサービスを提供する、過剰に給付されているサービスがないかを点検することが必要です。

◆国が求める介護給付の適正化事業を今後も継続して実施していきます。

◆地域包括支援センターを中心に、サービス事業者や関係団体との調整など、地域のネットワークを強化していきます。

◆◆ 主要5事業とは ◆◆

○認定調査状況チェック

- ・指定居宅介護支援事業者、施設または介護支援専門員が実施した変更認定または更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問または書面等の審査により点検する。
(なお、新規、変更及び更新の認定調査の全てを市町村職員が行っている場合は、当該事業は不要である)

○ケアプランの点検

- ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。

○住宅改修等の点検

- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認または工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

○医療情報との突合・縦覧点検

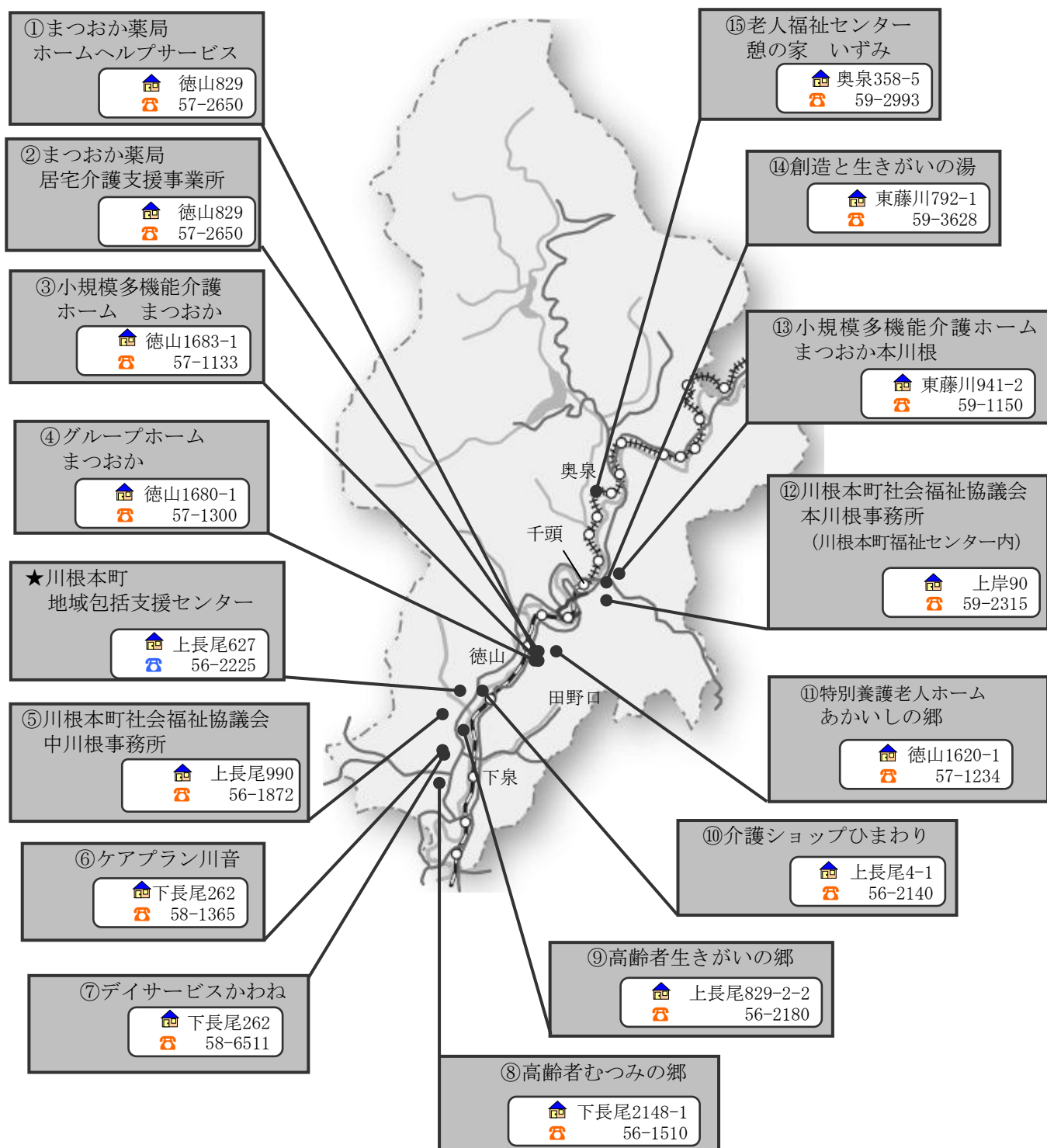
- ・老人保健（長寿（後期高齢者）医療制度及び国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ・受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

○介護給付費通知

- ・利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

第6節 高齢者福祉施設の整備

●川根本町 高齢者福祉施設マップ



●町内事業所で受けられるサービスの内容

【介護給付】

	訪問介護	通所介護	生活介護	短期入所	貸与	福祉用具	特定福祉用具販売	支援	居宅介護	福祉施設	介護老人	居宅介護	小規模多機能型	認知症対応型共同生活介護
①まつおか薬局 ホームヘルプサービス	●													
②まつおか薬局 居宅介護支援事業所								●						
③小規模多機能介護ホーム まつおか												●		
④グループホーム まつおか														●
⑤川根本町社会福祉協議会 中川根事務所	●	●												
⑥ケアプラン川音								●						
⑦デイサービスかわね		●												
⑩介護ショップひまわり					●	●								
⑪特別養護老人ホーム あかいしの郷		●	●					●	●					
⑫川根本町社会福祉協議会 本川根事務所	●	●						●						
⑬小規模多機能介護ホーム まつおか本川根												●		

【予防給付】

	訪問介護	介護予防	通所介護	介護予防	生活介護	短期入所	介護予防	福祉用具貸与	介護予防	特定福祉用具販売	介護予防	小規模多機能型居宅介護	介護予防
①まつおか薬局 ホームヘルプサービス	●												
③小規模多機能介護ホーム まつおか												●	
⑤川根本町社会福祉協議会 中川根事務所	●	●											
⑦デイサービスかわね		●											
⑩介護ショップひまわり							●	●					
⑪特別養護老人ホーム あかいしの郷		●	●										
⑫川根本町社会福祉協議会 本川根事務所	●	●											
⑬小規模多機能介護ホーム まつおか本川根												●	

【その他のサービス】

	生きがい対応型 デイサービス
⑧高齢者むつみの郷	●
⑨高齢者生きがいの郷	●
⑮老人福祉センター 憩の家 いずみ	●

「⑭創造と生きがいの湯」は、心身の健康増進活動の支援及び介護予防並びに生きがいづくりのための施設です。

第7節 計画の推進体制

介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の円滑な推進にあたっては、保健・医療・福祉（介護）の密接な連携が不可欠です。

- ◆保健・医療・福祉に係る地域の関係機関や担当者と連絡会を開催し、情報の交換や共有を図ります。各組織の役割を明確化し、ネットワークを強化することで、各種サービスの円滑かつ効果的な実施に努めます。
- ◆地域包括支援センター運営協議会を活用し、地域包括支援センターの適正な運営を行います。
- ◆計画の進捗状況を毎年評価、分析することで、計画の目標値に向かった事業展開を図っていきます。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

日付	実施事項	内容
平成26年 1月 10日 ～ 24日	平成25年度 川根本町高齢者 保健福祉計画及び介護保険事業 計画見直しに伴う調査	一般高齢者1,994人、在宅サービス 利用者（未利用者を含む）456人 を対象に実施
8月 7日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第1回 高齢者福祉・介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ ・介護保険法改正の概要 ・計画見直しに関する調査結果 ・第6次高齢者保健福祉計画の 現状分析と達成評価について ・今後のスケジュールについて
10月 16日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第2回 高齢者福祉・介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期介護保険事業計画の現状と 達成評価について ・計画の骨子案について ・認知症ケアパスについて
12月 17日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第3回 高齢者福祉・介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次高齢者保健福祉事業の事業 見込み量について ・被保険者数・要介護（支援）認定 者数の推移について ・介護保険 各サービスの事業量 及び給付費の見込みについて ・計画の骨子案について
平成27年 1月 28日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第4回 高齢者福祉・介護保険部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について ・介護保険料（案）について
2月 23日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について ・介護保険料（案）について
3月 3日 ～ 17日	パブリックコメント	町ホームページ、福祉課窓口等にて 閲覧
3月 19日	川根本町保健、福祉サービス 推進協議会 第1回本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について

資料2 委員名簿

◇川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	川根本町議会議長	中田隆幸	
2	川根本町議会副議長	小藪侃一郎	
3	歯科医師	小林慎介	
4	静岡県中部健康福祉センター所長	高橋治子	
5	保健事業部会長	池下長三郎	
6	保健事業部会副部会長	山本正和	
7	高齢者福祉・介護保険部会長	久野孝史	会長
8	障がい者福祉部会長	松下昌平	
9	障がい者福祉部会副部会長	松下君江	
10	児童福祉部会長	鳥居進	
11	児童福祉部会副部会長	松下文代	副会長

(順不同 敬称略)

◇川根本町保健、福祉サービス推進協議会高齢者福祉・介護保険部会委員名簿

No.	職 名	氏 名	備 考
1	医 師	倉 田 矩 正	
2	歯 科 医 師	渡 邊 克 也	
3	区 長 会 連 絡 会 長	池 下 長三郎	副会長
4	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	下 嶋 俊 孝	
5	介 護 支 援 専 門 員	松 岡 政 臣	
6	介 護 支 援 専 門 員	加 藤 真 澄	
7	人 権 擁 護 委 員	芹 澤 通 江	
8	いきいきクラブ連合会会長	上 野 虎 徹	
9	町社会福祉協議会事務局長	大 村 敏 正	
10	特別養護老人ホームあかいしの郷施設長	澤 本 英 季	
11	ディサービス かわね代表	伊 藤 くみ子	
12	知 識 経 験 者	久 野 孝 史	会 長

(順不同 敬称略)

資料3 用語解説

あ行

アセスメント

課題分析のこと。要介護者等の生活上の課題を明らかにすること。介護支援専門員が中心となって個別的に課題分析を行い、介護サービス計画をたてる。

IADL

手段的日常生活動作。1人の人間が独立して在宅生活するために必要な買物、炊事、掃除、電話の利用、交通機関の利用、安全管理（火の始末等）の判断を含む行動能力。

ADL

日常生活動作。食事や排せつ、入浴などの日常生活を営む上で、行っている動作。

NPO

民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な分野で活躍する民間の営利を目的としない組織をいう。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅介護支援（介護予防支援）によるサービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村や事業者との連絡調整を行う専門職。

介護報酬

事業者が保険給付の対象となる各種介護サービスを要介護者等に提供した場合、原則として、その費用の9割は介護保険から支払われる。残りの1割は利用者が支払うことになるが、その際の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定される。この算定基準のことをさす。

介護保険事業計画

市町村が保険者として介護保険を実施していくために策定する行政計画のこと。介護が必要な高齢者の数の把握、在宅サービスの必要量の算定、提供できるサービス量の把握、介護サービスの基盤整備のための量的な目標の設定、介護保険料の算定等を主な内容としている。

介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排せつ、食事等の介護を必要とするようになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。

介護予防サービス

要支援1、要支援2の方が対象。介護サービスの施設サービス以外の居宅サービスとほぼ同じ内容のサービスが受けられる。ただし、介護予防という観点から利用方法が一部変わる。また、地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護がある。

ケアプラン

要介護者等の心身の状況、環境、本人や家族の希望をふまえ、利用するサービス等の種類・内容・担当者等を定めた計画のこと。

権利擁護事業

高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で判断能力に不安のある人の権利擁護を目的に、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように福祉サービスや介護保険サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理等の援助を行うもの。

後期高齢者

75歳以上の人。

口腔機能向上事業

高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を行う事業。

高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定額を超えた時に、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における標準負担額は含まれない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合した法律であり、平成18年6月に成立し、12月から施行となっている。高齢者、障がい者全般に、建物、交通機関の移動の円滑化を図ることを目的とした法律。

高齢者福祉計画

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送り、社会において積極的な役割を果たし、活躍できる社会の実現を目指し、また要援護状態となっても、高齢者が人としての尊厳をもって、家族や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支援していく社会の構築を目指すことを基本的な政策理念としている。そのために、福祉サービスの基盤整備や質の向上、地域ケア体制の構築等を行う。

コミュニティーカフェ

地域社会の中で「たまり場」、「居場所」になっている所の総称。喫茶店のように人が集まり寛ぐだけでなく、住民どうしの出会いと交流の場、情報発信の拠点、環境・福祉等の問題解決の場として、自由に活動もできる場所のこと。

さ行

財政安定化基金

市町村保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的とし、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつ拠出して都道府県に設置する。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。

作業療法士

手芸や工作、治療的ゲームなどを用いて、応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図る訓練を行う専門職のこと。

社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

社会福祉士

身体や精神上の障がい、環境上の理由等から日常生活に支障がある人や家族に対し、専門知識に基づいた助言や指導、援助を行う人。

主任ケアマネジャー

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を有し、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導等、地域包括的ケアマネジメントの中核的な役割を担う専門職で一定の研修を終了した人。

住宅改修

手すりの取り付けや段差解消の工事等により、要介護の方の自立を助け、QOL（クオリティー・オブ・ライフ＝生活の質）を高めることを目的とした改修工事を行うサービスで、要した費用の9割（18万円を上限）を支給することにより、在宅の介護を支援する。

シルバー人材センター

定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、あわせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障害者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

生活習慣病

食習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症、進行に關与する疾患の総称（肥満、高血圧、循環器病等）。加齢に着目した疾患群を指す成人病とは概念的に異なるが、含まれる疾患の多くが重複する。

前期高齢者

65-74歳の人。

た行

第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の人。第1号被保険者の保険料は、各市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において支障のある要介護状態になったときは、市町村の認定を経て介護サービスが受けられる。

第2号被保険者

市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。なお、第2号被保険者のうち特定疾患のため、要介護状態・要支援状態となった人については市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

団塊の世代

昭和22～24年（1947～1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

地域支援事業

介護予防の視点から新しく創設された事業。これまでの高齢者保健福祉サービス等から移行してきたものも含まれるが、事業内容が拡充されている。

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

地域密着型サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように新たに創設されたサービス。原則としてその市町村の被保険者のみが利用でき、事業者の指導、監督、指定等の権限が市町村にある。

調整交付金

国が市町村に交付する基金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5。その額は、①要介護等の出現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合を考慮して政令で定められている。

特定福祉用具

介護に必要な用具で利用者の肌が直接接触れる福祉用具のこと。入浴または排せつに使うポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助用具等厚生労働大臣が定める福祉用具。

な行

二次予防事業対象者（前期計画では特定高齢者）

65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。健診希望調査時に行う基本チェックリストや、医療機関や民生委員・児童委員等からの情報提供、地域包括支援センターの訪問等により把握した生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者。

認知症

新しいことを学習するのが困難となり、最近のことをよく忘れる。社会的関心が乏しくなり、複雑な行為ができなくなる。思考がまとまらず、しばしば同じことを繰り返すなどの症状を呈し、進行すると、思考や判断力はいっそう低下し、関心や自発性もなくなり、記憶障がいも重度となる。介助がなければ食事、排泄等身の回りのことができなくなる状態をいう。

認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。

認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを提示するもの。

認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつかっていくボランティア。

は行

パブリックコメント

公衆（町民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続では、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

福祉のまちづくり条例

県民一人ひとりが思いやりの心をもってお互いを尊重しあい、障がい者、高齢者等を含む誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことを目的に制定された静岡県の条例。公布は平成7年10月、施行は平成8年4月。

保険給付

介護保険の保険給付には、要介護者に対する介護給付と、要支援者に対する予防給付がある。サービスの費用は、その種類ごとに原則として9割が介護保険から給付され、残りの1割は利用者の自己負担となる。

補足給付

低所得者等に対して、施設利用が困難とならないように施設サービス等の居住費・食費の一定額以上を保険給付するもの。所得に応じた負担限度額までは自己負担となる。

ボランティア

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

民生委員・児童委員

地域に存在しながら福祉全般の相談に気軽に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握していて、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生労働大臣からの委嘱を受けている。

メタボリックシンドローム

内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高中性脂肪・高コレステロールの症状のいくつかを複数あわせもつ状態。放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こす。

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

予防給付

要支援と判定された人に対する介護保険からの給付金。ただし短期入所サービスを除いて特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設への入所については対象にならない。

要支援状態

要介護状態に至らないが、身体上又は精神上の障がいがあるために、6ヵ月以上の期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援を要する度合いに従って2段階の要支援状態区分のいずれかに該当する人。

要介護者

①要介護状態にある65歳以上の人、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因が脳血管疾患、初老期認知症、がん末期をはじめとする16の特定疾病のいずれかによって生じたものである人。

要介護状態

身体または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、3ヵ月から6ヵ月の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて5段階の要介護状態区分のいずれかに該当する人。

要介護・要支援認定

介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について市町村の認定を受けること。

理学療法士

医師の指示のもと、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操や運動、マッサージなどを行い、機能回復訓練を行う専門職のこと。

療養病床

65歳以上（65歳未満の方で特に必要な方を含む）の要介護1以上の認定を受けている人で、長期の治療を必要とする人が入院できる医療機関の病床のこと。

第7次川根本町高齢者保健福祉計画

第6期川根本町介護保険事業計画

平成27年3月発行

発行 川根本町
静岡県榛原郡川根本町上長尾627

編集 川根本町 福祉課

